

林地開発の手引き

《森林の適正な保全と利用のために》

令和6年4月

香川県環境森林部みどり保全課

目 次

I. 林地開発許可制度の概要

(1) 許可制度の沿革	1
(2) 許可制度の対象となる森林	1
(3) 許可制度の対象となる開発行為	1
(4) 許可制度の適用のない開発行為	1
(5) 許可基準	2
(6) 監督処分	2
(7) 罰則	2
(8) 連絡調整（林地開発協議）	2
(9) 林地開発許可制度の体系図（表1）	4
(10) 林地開発許可申請等の手続（表2）	5

II. 実施要領

(1) 香川県林地開発許可制度実施要領	6
(2) 提出書類様式	
① 林地開発許可関係	18
② 林地開発協議関係	58

III. 審査基準

(1) 香川県林地開発許可審査基準	65
(2) 技術基準（参考）	76

IV. 関係法令等

(1) 森林法（抄）	98
(2) 森林法施行令（抄）	104
(3) 森林法施行規則（抄）	105
(4) 連絡調整（林地開発協議）の根拠	107

I. 林地開発許可制度の概要

(1) 許可制度の沿革

公益的機能の特に高い森林については、森林法の規定する保安林制度に基づき、従来から、その保全及び形成が図られてきたところです。しかし、昭和40年代後半の高度経済成長、都市化の進展等社会経済情勢の変化に伴い、特に、ゴルフ場の造成、レジャー施設の建設等の土地開発が法的規制措置が講じられていない保安林以外の森林において急増しました。このため、保安林以外の森林においても開発行為を行う場合にはこれらの森林の有する機能を阻害しないようその適正化を図る必要があるとして、森林法の一部が改正され、森林で一定規模を超える開発行為をしようとする場合は、知事の許可を必要とする林地開発許可制度が昭和49年10月に発足しました。

その後、森林に対する開発行為が大規模化、集中化等の傾向をみせたことに伴い、平成3年4月の森林法改正において、下流域において水害を発生させるおそれを生じさせないことが許可要件として追加されるとともに、開発に伴う地元の意向を的確に反映させ、開発に伴う影響を専門的見地から慎重に判断できるように、法定の手続として関係市町長及び県森林審議会の意見を聴くこととされました。

また、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度が平成24年に創設されて以来、太陽光発電設備の設置を目的とする森林の開発が増加し、全国的に災害や景観等への懸念が高まったことに伴い、令和4年9月に森林法施行令の一部が改正され、知事の許可を必要とする林地開発のうち、太陽光発電設備の設置を目的とするものについての面積基準が0.5ヘクタールとされました。

(2) 許可制度の対象となる森林

許可制度の対象となる森林は、「森林法第5条の規定により知事がたてた地域森林計画の対象となっている民有林（保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林を除く。）」となっています。（森林法第10条の2第1項）

(3) 許可制度の対象となる開発行為

許可制度の対象となる開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」となっています。（森林法第10条の2第1項）

なお、「政令で定める規模」は、次のように定められています。（森林法施行令第2条の3）

ア 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートル

イ 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積0.5ヘクタール

ウ ア及びイに掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタール

(4) 許可制度の適用のない開発行為

許可制度の適用のない開発行為は、次のように定められています。（森林法第10条の2第1項第1号、第2号及び第3号）

- ア 国又は地方公共団体が行なう場合
- イ 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合
- ウ 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令（森林法施行規則第5条）で定めるものの施行として行う場合

(5) 許可基準

知事は、許可の申請があった場合において、「次のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない」となっています。（森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、第2号及び第3号）

ア 災害の防止

当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

イ 水害の防止

当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

ウ 水の確保

当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

エ 環境の保全

当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

(6) 監督処分

知事は、次の者に対して、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、「その開発行為の中止又は復旧に必要な行為を命じることができる」となっています。（森林法第10条の3）

ア 無許可で開発行為をした者

イ 許可に附した条件に違反して開発行為をした者

ウ 偽りその他の不正な手段により許可を受けて開発行為をした者

(7) 罰則

次のいずれかに該当する者は、「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」に処せられます。（森林法第206条）

ア 無許可で開発行為をした者（森林法第10条の2第1項違反）

イ 中止命令又は復旧命令に違反した者（森林法第10条の3違反）

(8) 連絡調整（林地開発協議）

森林法第10条の2第1項第1号及び第3号の規定に基づき許可制度の適用のない開発行為を行おうとする次の者は、「林地開発協議書」を知事に提出し、あらかじめ連絡調整を行うこととなっています。（昭和49年2月 国会附帯決議）

ア 国

イ 国とみなされる次に掲げる法人

独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（以下「機構法」という。）附則第 12 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の業務（同号の業務にあつては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律第 3 条の規定による改正前の機構法第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の業務に限る。）として行う場合に限る。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構

ウ 地方公共団体

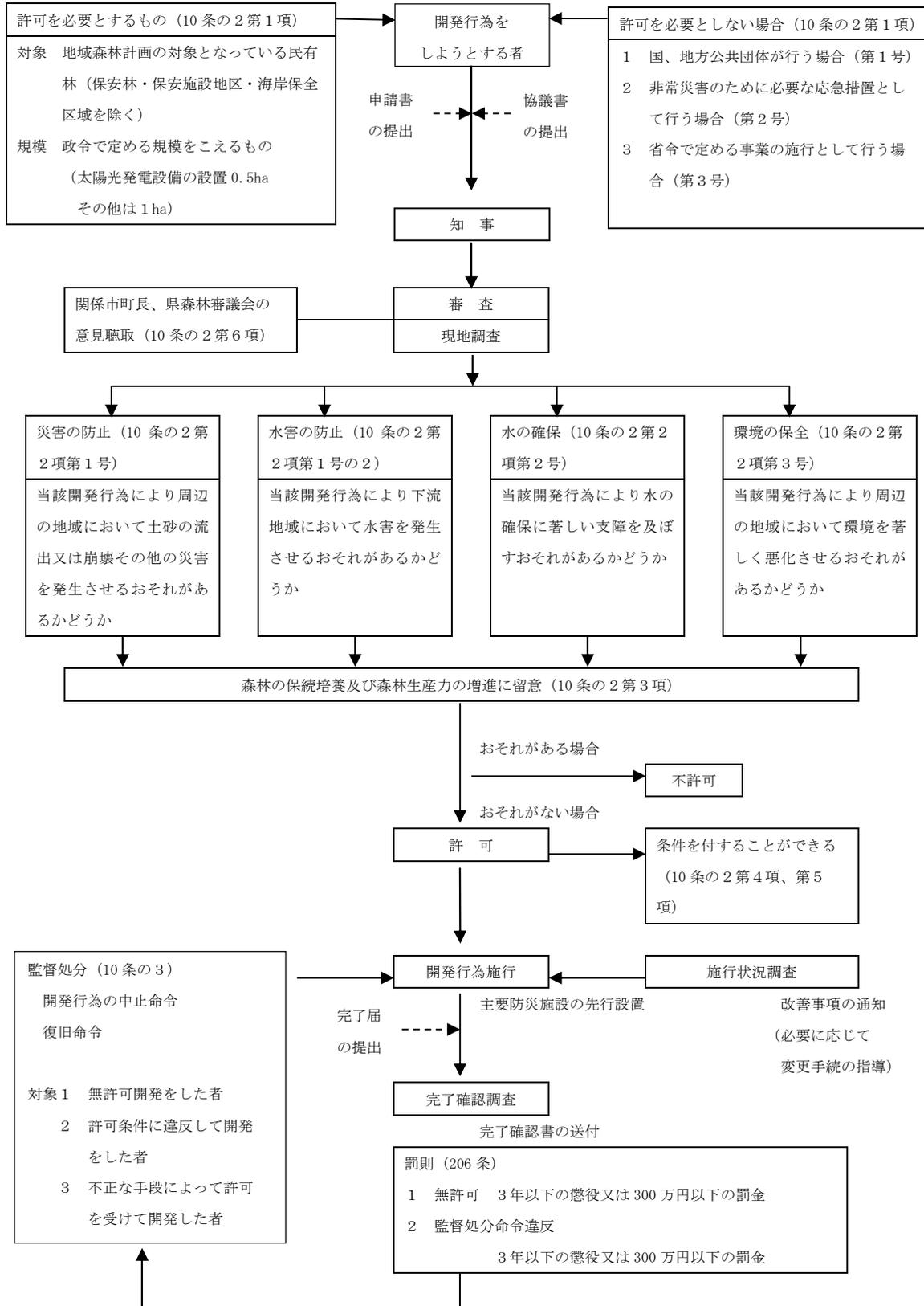
エ 地方公共団体とみなされる次に掲げる法人

地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社

オ 次に掲げるいずれかに該当するものに関する事業の施行として行う者

- ① 鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- ② 軌道法による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- ③ 学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く。）
- ④ 土地改良法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する土地改良施設及び同項第 2 号に規定する区画整理
- ⑤ 放送法第 2 条第 2 号に規定する基幹放送の用に供する放送設備
- ⑥ 漁港漁場整備法第 3 条に規定する漁港施設
- ⑦ 港湾法第 2 条第 5 項に規定する港湾施設
- ⑧ 港湾法第 2 章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）
- ⑨ 道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第 3 条第 1 号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第 6 項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設
- ⑩ 博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館
- ⑪ 航空法による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第 2 条第 5 項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
- ⑫ ガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物（同条第 8 項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。）
- ⑬ 土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業
- ⑭ 工業用水道事業法第 2 条第 6 項に規定する工業用水道施設
- ⑮ 自動車ターミナル法第 2 条第 5 項に規定する一般自動車ターミナル
- ⑯ 電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業、同項第 10 号に規定する送電事業又は同項第 11 号の 2 に規定する配電事業の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物
- ⑰ 都市計画法第 4 条第 15 項に規定する都市計画事業（第 13 号に該当するものを除く。）
- ⑱ 熱供給事業法第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設
- ⑲ 石油パイプライン事業法第 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業用施設

林地開発許可制度の体系図（表1）



(10) 林地開発許可申請等の手続 (表 2)

開 発 行 為 者	知 事	備 考
<p>1 許可申請から完了までの手続</p> <p> <input type="text" value="林地開発許可申請書"/> (別記様式第 1 号) → 現地調査 意見聴取 ← 許可の可否の通知 </p> <p> <input type="text" value="主要防災工事着手届"/> (別記様式第 2 号) → 受 理 <input type="text" value="林地開発許可標識の設置"/> (別記様式第 3 号) </p> <p> <input type="text" value="主要防災工事完了届"/> (別記様式第 4 号) → 現地調査 <input type="text" value="主要防災工事完了確認通知書"/> ← 現地調査 </p> <p> <input type="text" value="林地開発行為着手届"/> (別記様式第 6 号) → 受 理 </p> <p> <input type="text" value="林地開発行為施行状況報告書"/> (別記様式第 7 号) → 現地調査 </p> <p> <input type="text" value="林地開発行為完了届"/> (別記様式第 10 号) → 現地調査 <input type="text" value="林地開発行為完了確認書"/> ← 現地調査 </p>		<p>別表 1 の図書を添付</p> <p>着手の日から 5 日以内に提出</p> <p>完了の日から 10 日以内に提出</p> <p>着手の日から 5 日以内に提出</p> <p>許可条件に定められた期間ごとに提出</p> <p>完了の日から 10 日以内に提出</p>
<p>2 変更に係る手続</p> <p> <input type="text" value="林地開発許可変更申請書"/> (別記様式第 8 号) → 現地調査 意見聴取 ← 許可の可否の通知 </p> <p> <input type="text" value="林地開発行為変更届"/> (別記様式第 9 号) → 必要に応じて 現地調査 ← 受理の通知 </p>		<p>別表 2 に掲げる重要な変更の場合</p> <p>別表 2 に掲げる軽微な変更の場合</p>
<p>3 休止又は廃止等に係る手続</p> <p> <input type="text" value="林地開発行為休止(廃止)届"/> (別記様式第 11 号) → 現地調査 受理の通知 ← 現地調査 </p> <p> <input type="text" value="林地開発行為再開届"/> (別記様式第 12 号) → 現地調査 受理の通知 ← 現地調査 </p>		<p>必要な措置を講じた後に提出</p> <p>再開の日から 5 日以内に提出</p>
<p>4 譲渡又は承継等に係る手続</p> <p> <input type="text" value="林地開発行為に係る土地の権利の譲渡届"/> (別記様式第 13 号) → 受 理 </p> <p> <input type="text" value="林地開発行為者の地位承継届(相続等又は譲渡)"/> (別記様式第 14 号) (別記様式第 15 号) 受理の通知 ← 現地調査 </p>		<p>譲渡の日から 15 日以内に提出</p> <p>承継の日から 15 日以内に提出</p>
<p>5 災害に係る手続</p> <p> <input type="text" value="災害発生届"/> (別記様式第 16 号) → 現地調査 </p> <p> <input type="text" value="災害復旧工事完了届"/> (別記様式第 17 号) → 現地調査 <input type="text" value="災害復旧工事完了確認通知書"/> ← 現地調査 </p>		<p>災害復旧計画書を添付</p> <p>完了の日から 10 日以内に提出</p>

香川県林地開発許可制度実施要領

[制定 平成 15 年 3 月 31 日付け 14 み保第 35798 号]

[最終改正 令和 6 年 3 月 25 日付け 5 み保第 263252 号]

(趣旨)

第 1 条 この要領は、森林法(昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。)第 10 条の 2 第 1 項の規定による開発行為の許可の申請に係る手続等について、森林法施行令(昭和 26 年政令第 276 号)及び森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開発行為の許可の申請)

第 2 条 法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者は、林地開発許可申請書(以下「許可申請書」という。別記様式第 1 号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の許可申請書には、別表 1 の図書を添付しなければならない。
- 3 知事は、許可申請書の提出があったときは、現地調査を実施し、林地開発許可審査調査を作成するものとする。

(開発行為の許可の審査)

第 3 条 知事は、許可申請に係る開発行為が法第 10 条の 2 第 2 項に規定する許可基準に適合しているかどうかについて、森林の有する公益的機能を阻害する無秩序な開発の防止及び森林の適正な保全の見地に配慮して、審査するものとする。

- 2 開発行為の規模は、開発行為の許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施箇所相異にかかわらず一体性を有するものの規模をいい、総合的に判断する。

(意見聴取)

第 4 条 知事は、開発行為の許可をしようとするときは、法第 10 条の 2 第 6 項の規定に基づき、関係市町長の意見を聴くとともに、必要に応じて香川県森林審議会に諮問するものとする。

- 2 森林審議会に諮問する基準は、香川県森林審議会森林転用調整部会の運営方針に定めるところによる。

(許可等の通知)

第 5 条 知事は、前条の意見聴取を終了したときは、許可の可否を決定し、許可申請者に通知するとともに、林地開発許可台帳を作成するものとする。

- 2 知事は、前項の通知を行ったときは、関係市町長及び林業事務所長又は小豆総合事務所長(以下「関係事務所長」という。)に通知するものとする。
- 3 知事は、許可処分を行ったときは、県警察本部長に通知するものとする。

(主要防災施設の先行設置及び開発行為の着手等)

第 6 条 林地開発行為の許可を受けた者(以下「開発行為者」という。)は、開発行為に先立って、主要な防災施設(堰堤、洪水調整池、沈砂池、擁壁等)の設置工事(以下「主要防

災工事」という。)に着手したときは、当該着手の日から5日以内に、主要防災工事着手届(別記様式第2号)を知事に提出しなければならない。

併せて、開発行為の期間中、開発区域の外部から見やすい場所に、林地開発許可標識(別記様式第3号)を設置しなければならない。

2 開発行為者は、主要防災工事を完了したときは、当該完了の日から10日以内に、主要防災工事完了届(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

防災施設の先行設置と効率的な施行を両立する観点から、防災施設の設置完了時だけでなく、流域を複数含むような開発行為については小流域等の区域ごと、暗渠のような埋設する施設については視認できる期間中に部分確認するなど開発行為の施行状況に応じた部分設置完了時にも当該完了の日から10日以内に、主要防災工事完了届(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、主要防災工事完了届の提出があったときは、現地調査を実施し施行状況の確認を行い、主要防災工事完了確認調書を作成するものとする。

4 知事は、現地調査の結果、許可申請書のとおり主要防災工事が施行されていることを確認したときは、主要防災工事完了届を受理するものとする。

5 知事は、現地調査の結果、改善事項があると認めた場合は、改善事項通知書により、期限を定めて工事の手直しを指示するものとする。

6 開発行為者は、前項の改善事項通知書を受け取ったときは、工事の手直しを行い、当該工事を完了したときは、当該完了の日から10日以内に、改善事項完了届(別記様式第5号)を知事に提出するものとする。

7 知事は、改善事項完了届の提出があったときは、現地調査を実施し、施行状況の確認を行い、改善事項完了確認調書を作成して、改善事項完了届を受理するものとする。

8 知事は、主要防災工事完了届又は改善事項完了届を受理したときは、開発行為者に主要防災工事完了確認通知書を送付するものとする。

9 開発行為者は、前項の完了確認通知書の送付を受けた後でなければ、主要防災工事以外の開発行為に着手してはならない。

10 開発行為者は、開発行為に着手したときは、当該着手の日から5日以内に、林地開発行為着手届(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(施行状況の報告等)

第7条 開発行為者は、開発行為の施行期間中、林地開発行為施行状況報告書(別記様式第7号)を法第10条の2第4項に基づく許可条件に定められた期間ごとに、知事に提出しなければならない。

2 知事は、施行状況報告書の提出があったときは、現地調査を実施し、開発行為者に必要な指示を行うものとする。

(開発行為の変更申請)

第8条 開発行為者は、別表2に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ、林地開発許可変更申請書(以下「変更申請書」という。別記様式第8号)を知事に提出し、許可を受けなければならない。

2 変更申請書に添付する図書は、第2条第2項の規定に準ずるものとし、変更内容を明確にするものとする。

3 変更申請書の提出があった場合の事務処理は、第2条から第6条の規定に準じて行うものとする。

(変更届)

第9条 開発行為者は、別表2に掲げる軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ、林地開発行為変更届（以下「変更届」という。別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、変更届の提出があったときは、その内容の審査を行い、必要に応じて、現地調査を実施し、林地開発行為変更届受理調書を作成するものとする。
- 3 知事は、現地調査の結果等に基づき、変更届を受理したときは開発行為者に通知するものとする。

(開発行為の完了確認等)

第10条 開発行為者は、開発行為を完了したときは、当該完了の日から10日以内に、林地開発行為完了届（以下「完了届」という。別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、完了届の提出があったときは、現地調査を実施し、開発行為の許可の内容に適合しているかどうかを確認し、林地開発行為完了確認調書を作成するものとする。

なお、緑化等の措置後から効果を発揮するまでに時間を要する措置については、その効果が発揮されないおそれがある場合、一定期間その状況を調査した上で完了確認を行うものとする。

※緑化等：法面保護の措置として行う実播工、筋工、種子吹付等

- 3 前項の調査により改善事項があると認めた場合の事務処理は、第6条第5項から第7項の規定に準じて行うものとする。
- 4 知事は、完了届又は改善事項完了届を受理したときは、開発行為者には、林地開発行為完了確認書を、関係市町長、関係事務所長及び県警察本部長には、林地開発行為完了通知書を送付するものとする。

(開発行為の休止又は廃止等)

第11条 開発行為者は、開発行為を休止し、又は廃止しようとするときは、森林機能の回復及び防災施設の設置等必要な措置を講じた後、あらかじめ、林地開発行為休止（廃止）届（以下「休止（廃止）届」という。別記様式第11号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、休止（廃止）届の提出があったときは、必要な措置の実施状況について現地調査を実施し、林地開発行為休止（廃止）届受理調書を作成するものとする。

- 3 前項の調査により改善事項があると認めた場合の事務処理は、第6条第5項から第7項の規定に準じて行うものとする。

- 4 知事は、休止（廃止）届又は改善事項完了届を受理したときは、開発行為者に休止（廃止）届の受理を通知するとともに、関係市町長、関係事務所長及び県警察本部長に、通知するものとする。

- 5 知事は、開発行為の休止期間中、必要に応じて、現地調査を実施し、林地開発行為休止期間中の現場確認調書を作成するものとする。

- 6 第4項の規定により休止届が受理された開発行為者は、当該届出に係る開発行為を再開したときは、当該再開の日から5日以内に、林地開発行為再開届（以下「再開届」という。別記様式第12号）を知事に提出しなければならない。

- 7 知事は、再開届の提出があったときは、主要な防災施設の機能状況等について現地調査を実施し、林地開発行為再開届受理調書を作成するものとする。

- 8 前項の調査により改善事項があると認めた場合の事務処理は、第6条第5項から第7項

の規定に準じて行うものとする。

- 9 知事は、再開届又は改善事項完了届を受理したときは、開発行為者に再開届の受理を通知するとともに、関係市町長、関係事務所長及び県警察本部長に、通知するものとする。

(開発行為の譲渡又は承継等)

第 12 条 開発行為者は、開発行為に係る土地の権利を他に譲渡したときは、当該譲渡の日から 15 日以内に、林地開発行為に係る土地の権利の譲渡届（別記様式第 13 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 相続、合併又は分割により開発行為者の地位を承継した者は、当該承継の日から 15 日以内に、林地開発行為者の地位承継届（別記様式第 14 号）に当該承継があったことを証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 3 譲渡により開発行為者の地位を承継した者は、当該承継の日から 15 日以内に、次の書類を添付して、林地開発行為者の地位承継届（別記様式第 15 号）を知事に提出しなければならない。
 - (1) 林地開発行為の施行能力を証明する書類
 - (2) 当該承継があったことを証明する書類
 - (3) 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証明する書類
- 4 知事は、第 2 項又は第 3 項の林地開発行為者の地位承継届を受理したときは、地位を承継した者に地位承継届の受理を通知するとともに、関係市町長、関係事務所長及び県警察本部長に通知するものとする。

(開発行為中の災害等)

第 13 条 開発行為者は、開発行為の期間中、災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 開発行為者は、開発行為の期間中に災害が発生したときは、ただちに、必要な応急措置を講じた後、知事に報告するとともに、速やかに災害復旧計画書を添付して災害発生届（別記様式第 16 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、災害発生届の提出があったときは、現地調査を実施し、災害及び復旧計画の内容について確認するものとする。
- 4 開発行為者は、災害復旧計画書に基づく復旧工事を完了したときは、当該完了の日から 10 日以内に、災害復旧工事完了届（別記様式第 17 号）を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、災害復旧工事完了届の提出があったときは、現地調査を実施し、施行状況の確認を行い、災害復旧工事完了確認調書を作成するものとする。
- 6 現地調査により改善事項があると認められた場合の事務処理は、第 6 条第 5 項から第 7 項の規定に準じて行うものとする。
- 7 知事は、災害復旧工事完了届又は改善事項完了届を受理したときは、開発行為者に災害復旧工事完了確認通知書を送付するものとする。

(違法行為に対する措置)

第 14 条 知事は、法第 10 条の 3 に該当する違法行為をした者に対して、速やかに、その開発行為の中止若しくは期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨の指示又は命令の措置を講ずるものとする。

- 2 違法行為に対する措置についての必要な事項は、別に定める。

(許可を要しない連絡調整)

- 第 15 条 国、地方公共団体等は、法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づき許可制度の適用のない開発行為を行おうとするときは、林地開発協議書（以下「協議書」という。別記様式第 18 号）を知事に提出し、連絡調整を行うものとする。
- 2 前項の協議書には、別表 3 の図書を添付するものとする。
 - 3 知事は、協議書の提出があったときは、必要に応じて現地調査を実施し、林地開発協議調書を作成するものとする。
 - 4 知事は、協議書を受理したときは、関係機関と必要な連絡調整を行い、これを了したときは、協議書を提出した者（以下「協議者」という。）に通知するとともに、林地開発協議台帳を作成するものとする。
 - 5 知事は、前項の通知を行ったときは、関係市町長、関係事務所長及び県警察本部長に通知するものとする。
 - 6 協議者は、協議に係る区域等に変更が生じたときは、知事に林地開発変更協議書（別記様式第 19 号）を提出して、再度連絡調整を行うものとする。
 - 7 前項の変更に係る事務処理は、第 3 項から第 5 項の規定に準じて行うものとする。
 - 8 協議者は、開発行為が完了したときは、30 日以内に林地開発実績報告書（別記様式第 20 号）を知事に提出するものとする。
 - 9 知事は、林地開発実績報告書の提出があったときは、必要に応じて現地調査を実施のうえ、林地開発協議完了調書を作成するものとする。
 - 10 知事は、林地開発実績報告書を受理したときは、協議者に林地開発実績報告書を受理を通知するとともに、関係市町長、関係事務所長及び県警察本部長に通知するものとする。

(雑則)

- 第 16 条 この要領の施行に関し、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成 14 年香川県条例第 2 号）に基づく事前協議等の対象となる土地開発行為に係る事務処理との調整に必要な事項は、別に定める。
- 2 第 2 条第 3 項の林地開発許可審査調書、第 4 条第 1 項の関係市町長の意見聴取、第 5 条第 1 項の決定通知及び林地開発許可台帳、同条第 2 項及び第 3 項の通知、第 6 条第 3 項の主要防災工事完了確認調書、同条第 5 項の改善事項通知書、同条第 7 項の改善事項完了確認調書、同条第 8 項の主要防災工事完了確認通知書、第 9 条第 2 項の林地開発行為変更届受理調書、同条第 3 項の通知、第 10 条第 2 項の林地開発行為完了確認調書、同条第 4 項の林地開発行為完了確認書及び林地開発行為完了通知書、第 11 条第 2 項の林地開発行為休止（廃止）届受理調書、同条第 4 項の通知、同条第 5 項の林地開発行為休止期間中の現場確認調書、同条第 7 項の林地開発行為再開届受理調書、同条第 9 項の通知、第 12 条第 4 項の通知、第 13 条第 5 項の災害復旧工事完了確認調書、同条第 7 項の災害復旧工事完了確認通知書、第 15 条第 3 項の林地開発協議調書、同条第 4 項の通知及び林地開発協議台帳、同条第 5 項の通知、同条第 9 項の林地開発協議完了調書並びに同条第 10 項の通知の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に知事の許可を受けている開発行為についての許可その他の処分又は申請、届出その他の手続きは、この要領の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 16 年 12 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 17 年 5 月 13 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前要領の規定に基づいて設置されている標識については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 28 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係：許可申請書に添付する図書)

1 書類関係

区分	提出書類	左に添付すべき書類等
計 画 書	I 事業計画書	1 土地の所在場所一覧表（総括表、用途別一覧表） 2 若齢林調査表 3 防災施設一覧表（仮設施設を含む） 4 排水施設計画流量計算表（仮設施設を含む） 5 沈砂池容量計算表（仮設施設を含む） 6 流下能力計算表 7 開発区域下流河川・水路等現況調査票 8 下流河川・水路等の縦断勾配図 9 工程表（仮設施設を含む） 10 防災施設等設計計算書（仮設施設を含む）及び土工量計算書 11 防災施設の維持管理方法（開発完了後も含む） 12 現況写真（開発区域の全景、地形がわかる写真） 13 その他知事が必要と認める書類
他 法 令 関 係	II 関係他法令 手続状況 一覧表	1 都市計画法 2 河川法 3 砂防法 4 地すべり等防止法 5 採石法 6 農業振興地域の整備に関する法律 7 農地法 8 自然公園法 9 自然環境保全法 10 国有財産法 11 国土 利用計画法 12 文化財保護法 13 瀬戸内海環境保全特別措置 法 14 香川県ため池保全条例 15 廃棄物の処理及び清掃に 関する法律 16 環境影響評価法 17 香川県環境影響評価条例 18 土壤汚染対策法 19 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条 例 20 再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法 21 その他関係法令等 ※ 既に処分があったものについては、当該処分があったことを証 する書類
協 定 ・ 同 意	III 協定締結状況 一覧表	1 関係市町長との協定書の写し 2 残置森林等の管理に関する誓約書 3 その他関係者との協定書の写し
	IV 土地に関する 権利の取得 状況	1 施行同意を証明する書類 2 隣接同意を証明する書類 3 水利権者等の同意を証明する書類 4 事業区域内の土地の登記事項証明書 5 事業区域外の隣接地の登記事項証明書（要約書でも可）

施行能力	V 林地開発行為 施行能力に 関する申告書 （開発行為者、 施工者）	1 法人にあつては、法人の登記事項証明書（これに準ずるものを 含む）、定款 2 団体にあつては、代表者氏名、規約、その他団体の組織及び運 営に関する定めを記載した書類、定款 3 個人にあつては、住民票の写しもしくは個人番号カードの写し 又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類 4 資金計画（借入金の融資証明書、預金残高証明書等） 5 資格証明（開発行為者、施工者の建設業許可書写し等） 6 収支決算書（貸借対照表、損益計算書） 7 所得税又は法人税に係る納税証明書 8 開発行為者と施工者が異なる場合は、請負契約書の写し 9 事業経歴書
------	---	---

2 図面関係

番号	図面名称	縮尺	摘要
1	位置図	1/50,000 以上	開発区域の位置及びその外周線を表示
2	現況図	1/2,000 以上	開発区域内及びその周辺の地形、方位、 標高、土地の利用状況等を表示
3	地籍図	1/2,000 以上	開発区域内及びその周辺の土地の境界、 地番、地目、地積及び所有者を表示
4	利用計画平面図 （仮設施設を含む）	1/2,000 以上	事業区域及び開発区域の境界、工事施工 後の切土及び盛土並びに法面の位置、道 路、水路、調整池等の施設及び工作物の 配置等を表示
5	縦横断面図	1/2,000 以上	開発区域内における切土又は盛土によ る法面の高さ、勾配及び土質、工事施工 後の基盤面及び法面の保護の方法、切土 及び盛土の工法等を表示
6	求積図	1/2,000 以上	事業区域内の土地の地目別及び利用目 的別の面積を三斜求積法等により表示
7	防災施設等構造図 （仮設施設を含む）	平面図 1/2,000 以上 構造図外 1/200 以上	開発区域の内外に設置する調整池、沈砂 池、擁壁等の防災施設、仮設道路等の配 置及び構造等を表示
8	緑化計画図 （残置森林・造成森 林位置図）	1/2,000 以上	開発行為完了後の開発区域の緑化計画 について、その工法、面積等を表示 残置森林・造成森林区域も着色表示
9	区域図	1/2,000 以上	現況図及び地籍図の重ね図 事業区域及び開発区域の境界を表示
10	若齢林調査図	1/2,000 以上	15年生以下の森林、未立木地、伐採跡地、 岩石地等、竹林に区分
11	切土・盛土区分図	1/2,000 以上	利用計画平面図に切土・盛土区分を着色 表示

12	流域図	1/5,000 以上	調査測点の位置を表示
13	その他知事が必要と認める図面	任意	
14	全体計画図	1/2,000 以上	期別計画も表示

なお、土石等の採掘にあつては、次の図面を添付すること。

15	採取計画平面図	1/2,000 以上	採石法の採取計画区域を併せて表示
16	跡地復旧計画図	1/2,000 以上	採取中の緑化計画も表示

- (注) 1. 図面には作成年月日を記入すること。また、変更申請を行う場合にあつては、当該変更に係る図書等を、本表に準じて添付するものとする。
2. 全体計画図については、短期開発行為の場合不要とする。

別表 2 (第 8 条関係 : 変更申請)

開発行為の変更に係る取扱い基準

法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可した開発行為の変更の取扱いについては、次によるものとする。

1	変更許可となる重要な変更
	(1) 開発行為の目的変更 (2) 開発行為面積の変更 開発行為に係る森林の土地の面積の変更が、0.3 ヘクタール以上の場合 (3) 主要な防災施設の変更 堰堤、洪水調整池、沈砂池、擁壁等の新設、廃止及び位置または構造の変更 (4) 土工量の 2 割以上の増 (5) 捨土量の 2 割以上の増 (6) 開発行為の期間の延長 (7) その他開発行為の変更が法第 10 条の 2 第 2 項各号の規定に該当するおそれのある場合
2	変更届となる軽微な変更
	上記に掲げる重要な変更には該当しない変更

別表 3 (第 15 条関係：協議書に添付する図書)

書 類 名	専ら道路 の 場 合	そ の 他 の 場 合	備 考
事業計画書(添付様式第 6 号)	○	○	
土地の所在場所一覧表	○	○	
位置図	○	○	
区域図	○	○	現況図と地籍図の重ね図
土地利用計画平面図	○	○	地籍図との重ね図
標準断面図(定規図)	○	○	
求積図	○	○	
現況写真	○	○	土地利用計画平面図に撮 影位置を表示すること。
施行工程表	○	○	
防災計画概要書(参考様式 6)	○	○	
防災施設平面図	—	○	
防災施設等設計図	—	○(※)	流域図、構造図、計算書 等
その他知事が必要と認める資料	○	○	

(※) 国、地方公共団体が行う開発行為については、省略可。

(2) - ① 提出書類様式(林地開発許可関係)

別記様式第1号

林地開発許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の 所在場所	市 町大字 字 番 郡
開発行為に係る森林の 土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	年 月 日
開発行為の完了予定年月日	年 月 日 (事業期間 月)
開発行為の施行体制	
備考	

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

主要防災工事着手届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり主要防災工事に着手したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 香川県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	市 町大字 字 番 郡
開発行為に係る森林 の土地の面積	
主要防災工事の着手年月日	年 月 日
主要防災工事の 完了予定年月日	年 月 日
工種別数量	
施工者住所・氏名	
備考	開発行為の施行中に災害が発生したときは、ただちに、必要な応急措置を講じた後、知事に報告します。

林地開発許可標識

90cm 程度

林地開発許可標識	
許可年月日及び 指令番号	年 月 日 香川県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	市 町大字 字 番 郡
開発行為に係る森林の 土地の面積	
開発行為の許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
開発行為者 住所 (連絡先) 氏名	TEL() -
開発区域の略図	

90cm 程度

↑

表示内容を見やすい
適当な高さとする。

↓

倒伏しない構造とし、
十分根入れをする。

注意事項

- 1 開発区域の略図には、現在位置、周辺の道路等を併せて表示すること。

主要防災工事完了届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為の主要防災工事が、次のとおり完了したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 香川県指令 第 号
主要防災工事の着手年月日	年 月 日
主要防災工事の完了年月日	年 月 日
工 種 別 数 量	

注意事項

- 1 工事記録写真及び出来高図面を添付すること。

改善事項完了届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号による改善事項通知書で指示
のあつた改善事項について、次のとおり完了したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 香川県指令 第 号
改善事項着手年月日	年 月 日
改善事項完了年月日	年 月 日
改善措置を講じた内容	

注意事項

- 1 工事記録写真及び出来高図面を添付すること。

林地開発行為着手届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり着手したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 香川県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	市 町大字 字 番 郡
開発行為に係る森林の 土地の面積	
開発行為の着手年月日	年 月 日
開発行為の許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
施工者住所・氏名	
備考	開発行為の施行中に災害が発生したときは、ただちに、必要な応急措置を講じた後、知事に報告します。

林地開発行為施行状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住所
氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、 年
月 日現在の施行状況を、次のとおり報告します。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 香川県指令 第 号					
開発行為の目的						
開発行為に係る森林の 所在場所	市 町大字 字 番 郡					
開発行為に係る森林の 土地の面積						
開発行為の着手年月日	年 月 日					
開発行為の許可期間	年 月 日から 年 月 日まで					
施行 状 況	設 計		出 来 高		進捗率%	摘 要
	工 種	数 量	工 種	数 量		

注意事項

- 1 施行状況のわかる資料（工程表、図面、写真等）を添付すること。

林地開発許可変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住所
申請者 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり変更したいので、申請します。

許可年月日及び指令番号		年 月 日 香川県指令 第 号
開発行為の目的	変更前	
	変更後	
開発行為に係る森林の所在場所	変更前	市郡 町大字 字 番
	変更後	市郡 町大字 字 番
開発行為に係る森林の土地の面積	変更前	
	変更後	
変更の理由及び内容		
開発行為の期間	変更前	自 年 月 日 至 年 月 日 (事業期間 月)
	変更後	自 年 月 日 至 年 月 日 (事業期間 月)
開発行為の施行体制	変更前	
	変更後	
備考		

注意事項

- 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。
- 変更内容のわかる計画書、資料、図面、写真及びその他必要な資料を添付すること。なお、変更申請書に添付する図書は、許可申請書に準ずるものとする。

林地開発行為変更届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり変更したいので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 香川県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る 森林の所在場所	変更前 市郡 町大字 字 番
	変更後 市郡 町大字 字 番
開発行為に係る 森林の土地の面積	変更前
	変更後
変更の理由	
変更の内容	

注意事項

- 1 変更内容のわかる計画書、資料、図面、写真及びその他必要な資料を添付すること。
なお、変更届に添付する図書は、変更申請書に準ずるものとする。

林地開発行為完了届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり完了したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 香川県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	市 町大字 字 番 郡
開発行為に係る森林の 土地の面積	
開発行為の期間	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日
工種別数量	
施工者住所・氏名	
備考	

注意事項

- 1 工事の出来高のわかる資料、図面、写真等を添付すること。

林地開発行為休止（廃止）届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり休止（廃止）したいので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 香川県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	市 町大字 字 番 郡
開発行為に係る森林の 土地の面積	
開発行為の許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止（廃止）予定年月日	年 月 日
休止（廃止）の理由	
休止（廃止）のために 講じた措置の概要	
休止期間中の現場管理計画 (休止 の 場 合)	
再開予定年月日 (休 止 の 場 合)	年 月 日
備 考	

注意事項

- 1 休止（廃止）のために講じた措置については、その内容のわかる資料、図面、写真等を添付すること。

林地開発行為再開届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり再開したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 香川県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	市 町大字 字 番 郡
開発行為に係る森林の 土地の面積	
開発行為の許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止届受理年月日	年 月 日
再開後の事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
再開理由	

林地開発行為に係る土地の権利の譲渡届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の権利について、次のとおり譲渡したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 香川県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	市 町大字 字 番 郡
開発行為に係る森林の 土地の面積	
譲渡に係る土地の所在場所	譲受人の住所・氏名

注意事項

- 1 土地の登記簿謄本を添付すること。

林地開発行為者の地位承継届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名 〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた開発行為に係る開発行為者の地位について、相続（合併又は分割）により承継したので、関係書類を添付のうえ、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 香川県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	市 町大字 字 番 郡
開発行為に係る森林の 土地の面積	
許可を受けた者の住所・氏名	
承継年月日	年 月 日
承継の原因	
備考	

注意事項

- 1 承継があつたことを証明する書類を添付すること。

林地開発行為者の地位承継届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた開発行為に係る開発行為者の地位について、譲渡により承継したので、関係書類を添付のうえ、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 香川県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	市 町大字 字 番 郡
開発行為に係る森林の 土地の面積	
許可を受けた者の住所・氏名	
承継年月日	年 月 日
承継の原因	
備考	

注意事項

- 1 施行能力に関する申告書、承継があつたことを証明する書類及び施行同意を証明する書類を添付すること。

災害発生届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた開発行為に係る区域において、次のとおり災害が発生したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 香川県指令 第 号
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	市 町大字 字 番 郡
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
災 及 害 び 発 内 生 容	発 生 年 月 日 年 月 日 (~ 年 月 日)
	被 災 区 域
	被 災 状 況
復 内 旧 の 容	緊急に講じた 応急措置の概要
	今後の措置方針
復旧完了予定年月日	年 月 日
備 考	

注意事項

- 1 被災状況のわかる図面、写真及び災害復旧計画書等を添付すること。

災害復旧工事完了届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

年 月 日付けの災害発生届に係る復旧工事について、次のとおり完了したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 香川県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	市 町大字 字 番 郡
開発行為に係る森林の 土地の面積	
災害復旧工事の施行箇所	
災害の内容	
災害復旧完了年月日	年 月 日
復旧工事の内容	

注意事項

- 1 工事記録写真及び出来高図面を添付すること。

《添付様式》

(添付様式 第1号)

I 事業計画書

計 画 概 要						
開発行為に係る事業又は施設の名称						
開発面積等	開発行為をしようとする事業区域面積					ヘクタール
	開発行為をしようとする森林区域面積					ヘクタール
	開発行為に係る事業区域面積					ヘクタール
	開発行為に係る森林区域面積					ヘクタール
現況	地形 標高 m ～ m 平均傾斜度 度					
	地質 基岩 土壌					
	主要樹種名					
	立木地	未立木地	伐採跡地	岩石地等	竹林	計
ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	
開発行為の内容	全体計画					
	当期計画					
施工者 (住所・氏名)						
事業期間 許可後 ヶ月						
残置森林、造成森林及び緑地の面積並びに開発行為をしようとする森林区域面積に対する割合	項目	残置森林		造成森林	合計	緑地
		林齢15年生超	若齢林等			
	面積	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール
割合	%	%	%	%	%	

事業経費		事業資金		資金調達方法			
		(千円)		種類又は名称	金額(千円)		
		内訳	用地費	内訳			
工事費							
		その他					
		計		計			
主要工事計画	土工関係	切土量	m3	最大切土高	m	切土法勾配	1:
		盛土量	m3	最大盛土高	m	盛土法勾配	1:
		捨土量	m3	外部搬入土量	m3	最大法面積	m2
	防災施設関係	土留工(擁壁)	m	植栽工	m2		
		暗きょ工	m	法面緑化工	m2		
水路工	m						
維持管理方法 その他、特に 配慮する事項	沈砂池	箇所	(貯砂容量	m3)			
	洪水調整池	箇所	(調整容量	m3)			
残置森林・造成森林 の維持管理方法							
一時的利用の 場合の利用後の 現状回復方法							
周辺地域における 住宅、道路、公園、 その他の施設の状況							
当該森林の水源 かん養機能に直接 依存する地域の 水需要の状況等		<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水源の有無 ・防火用水等に関する利用の有無 ・漁業関係施設の有無 ・水源を依存する農地の有無 					
その他		森林施業上の影響の有無、隣接土地所有者の同意の有無 地元説明会等実施状況の有無					

(添付様式 第1-1号)

1 土地の所在場所一覧表 (総括表)

地目	区分	面積 (平方メートル)			開発用途別面積						計	残置森林 面積	残置する 面積	備考	
		筆数	台帳	実測 (見込)	緑地	小計	造成森林	計	残置森林 面積	残置する 面積					備考
				①+②+③											
1. 開発行為をしようとする森林の用途別面積															
山林	(筆)														
雑種地	(筆)														
小計	(筆)														
2. 開発行為をしようとするその他の土地の用途別面積															
山林	(筆)														
保安林	(筆)														
田	(筆)														
畑	(筆)														
雑種地	(筆)														
溜池	(筆)														
宅地	(筆)														
原野	(筆)														
墓地	(筆)														
用悪水路	(筆)														
公衆用道路	(筆)														
国有地															
小計	(筆)														
総合計	(筆)														

1 土地の所在場所一覧表（用途別一覧表）

(1) 開発行為をしようとする森林

森林の所在地 (市、郡 町大字 字 番)	地目	面積（平方メートル）		所有者氏名	開 発 用 途 別 面 積						計	残置森林 面 積	備 考	
		台帳	実測（見込）						緑地	小計				造成森林
計（筆数計）			①+②+③											

(2) 開発行為をしようとするその他の土地

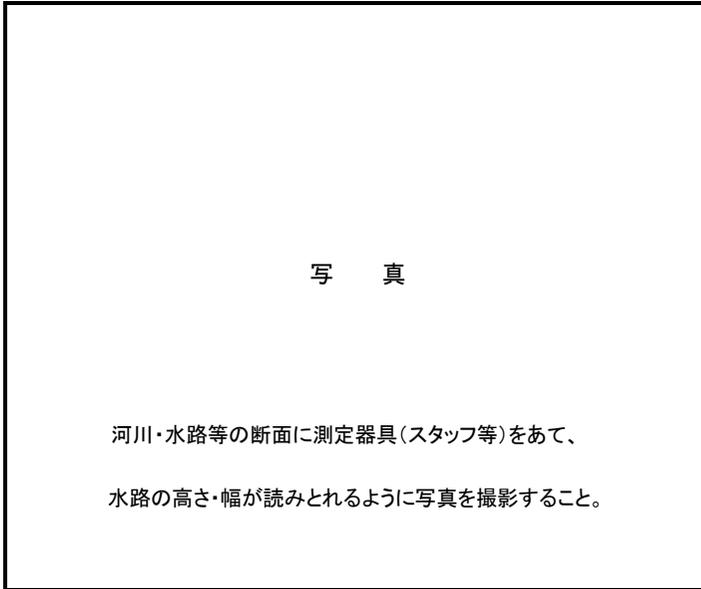
その他の土地の所在地 (市、郡 町大字 字 番)	地目	面積（平方メートル）		所有者氏名	開 発 用 途 別 面 積						計	残置する 面 積	備 考	
		台帳	実測（見込）						緑地	小計				造成森林
計（筆数計）			①+②+③											

(3) 合計 (1)+(2)

計（筆数計）			①+②+③											
--------	--	--	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

開発区域下流河川・水路等現況調査票

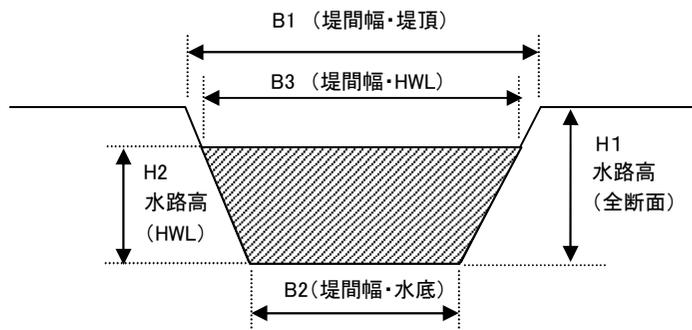
測点番号 No. _____



◎ 主要諸元一覧表

B1 堤間幅 (堤頂)		A 流水の 断面積	
B2 堤間幅 (水底)		P 流水の 潤辺長	
B3 堤間幅 (HWL)		R 径深 (A/P)	
H1 水路高 (全断面)		I 勾配 (%表示)	
H2 水路高 (HWL)		N 粗度係数	

◎ 現況断面図(縮尺を記入のこと)



◎ 流下能力計算

$$V = 1 / N \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

$$Q = A \times V$$

☆ 留意事項

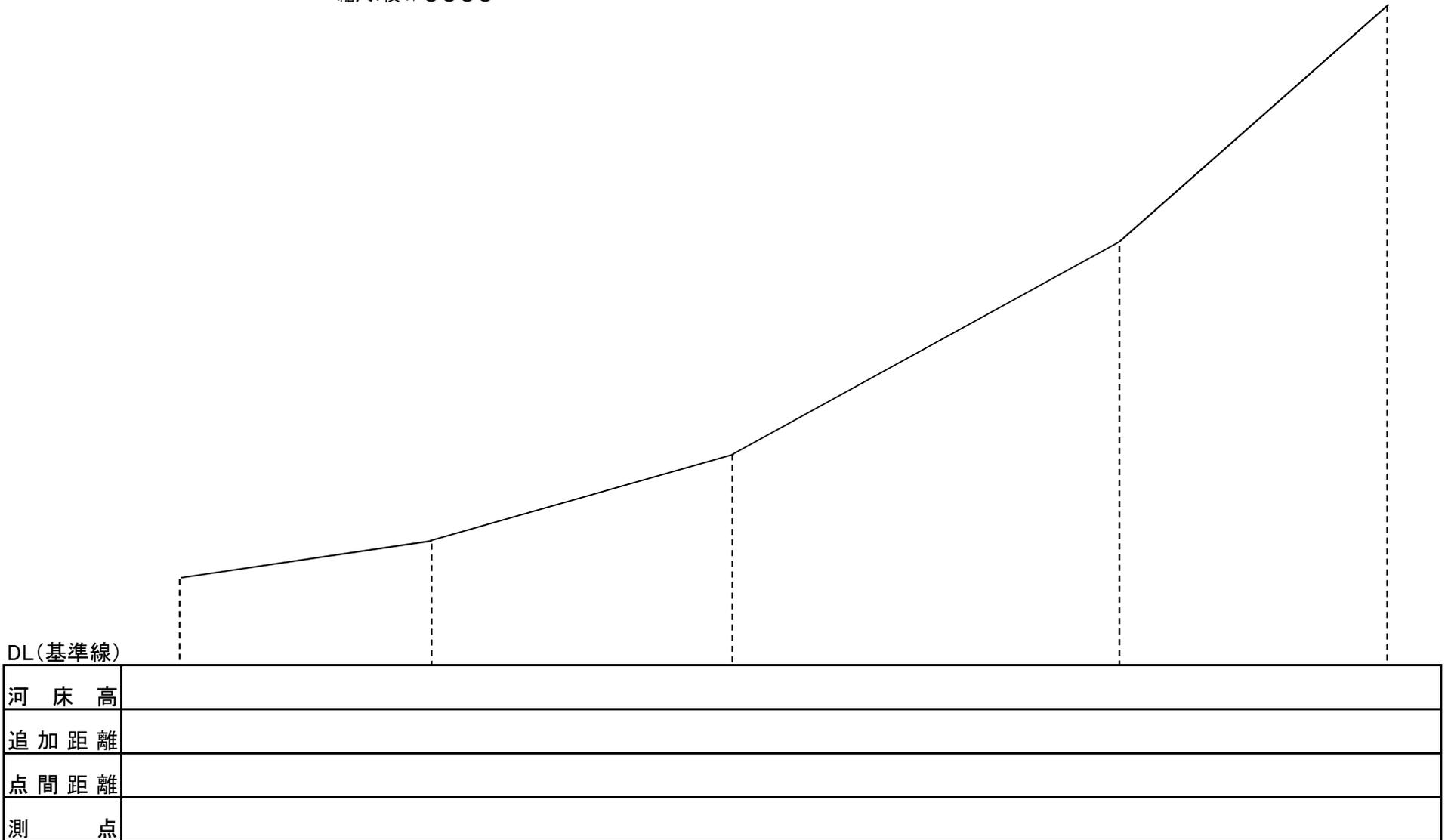
河川・水路等のHWLの考え方については、当該河川等の管理者の指導に従うこと。

(添付様式 第1-8号)

下流河川・水路等の縦断勾配図

〇〇川縦断面図 縮尺:縦1/〇〇〇〇

縮尺:横1/〇〇〇〇



(添付様式 第2号)

II 関係他法令手続状況一覧表

法令等の名称	申請書類名	提出先	提出日	受付日	許可日	備考
都市計画法						
河川法						
砂防法						
地すべり等 防止法						
採石法						
農業振興地域の 整備に関する 法律						
農地法						
自然公園法						
自然環境 保全法						
国有財産法						
国土利用計画法						
文化財保護法						
瀬戸内海環境 保全特別措置法						
香川県ため池 保全条例						
廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律						
環境影響評価法						
香川県環境 影響評価条例						
土壤汚染対策法						
みどり豊かであ るおいのある県 土づくり条例						
再生可能エネル ギー電気の利用 の促進に関する 特別措置法						
その他 関係法令等						

(注) 既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類を添付すること。

(添付様式 第4号)

IV 土地に関する権利の取得状況

1 施行地 (事業区域内)

(1) 森林

森林の所在地 (市、郡 町大字 字 番)	地目	面積 (平方メートル)		所有者氏名		登記済の権利						備 考	
		台帳	実測 (見込)	同意	同意	甲区	権利者氏名	同意	乙区	権利者氏名	同意		
計 (筆数計)				人	人		人	人		人	人		

(2) その他の土地

その他の土地の所在地 (市、郡 町大字 字 番)	地目	面積 (平方メートル)		所有者氏名		登記済の権利						備 考	
		台帳	実測 (見込)	同意	同意	甲区	権利者氏名	同意	乙区	権利者氏名	同意		
計 (筆数計)				人	人		人	人		人	人		

- (注) 1 地目は、土地登記簿の地目を記載すること。
 2 同意を取得した場合は、同意の欄に○印を記入すること。
 3 乙区欄には、地上権、地役権、貸借権、質権、抵当権、先取特権等について記載すること。
 4 計の欄の人数は、延人数で記載すること。

(添付様式 第5号)

V 林地開発行為施行能力に関する申告書(開発行為者、施工者)

氏名 (名称及び代表者名)							
住所 (所在地)							
法よる 令登 録に	建設業法			資本金	万円		
	宅地建物取引業法 その他			主たる取引 金融機関			
資産の状況							
職員数		事務職	技術職	人	労務職	人	計人
主技 な 役 員 術 及 び 者	役職名	氏名	年令	在勤年数	資格免許・学歴・その他		
過 去 5 年 間 の 開 発 実 行 為 績	事業名 (工事名)	場 所	面 積	許認可番号 年 月 日	着工年月日 完成年月日	完了確認通知 交付年月日	備 考

(注)1 資産の状況欄は、決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)を添付すれば記入を要しないが、その旨を記入すること。

2 開発行為者と施工者(防災措置を講ずる者を含む)が異なる場合は、当該申告書を各々作成すること。

《参考様式》

(参考様式1)

開発行為に関する協定書

森林法に基づく開発行為の施行地及びその周辺区域の環境を保全するための措置について、次のとおり協定する。

協定年月日 年 月 日

(甲) 申請者 住所

(土地所有者)氏名

印

(乙) 市町長 所在

氏名

印

開発区域の所在場所	
開発行為の目的・名称	
協 定 事 項	協 定 の 内 容

(注)1 開発行為が地域住民の福祉の阻害や生活環境の保全に支障をきたさないよう、開発行為の施行中及び完了後における開発区域内外の環境の整備、保全管理について、次の事項を協定すること。

- (1) 地域住民の安全確保を図るための必要な事項
- (2) 災害発生における対応措置についての必要な事項
- (3) 用水の確保、排水施設の整備、管理についての必要な事項
- (4) 廃棄物の処理についての必要な事項
- (5) 消防設備の確保についての必要な事項
- (6) 公益施設の保全管理についての必要な事項
- (7) 自然環境の保全についての必要な事項
- (8) 環境保全管理の責任体制の確立についての必要な事項
- (9) 当該協定の期間、更新及び変更に関する事項
- (10) その他、当該市町長が必要と認める事項

2 土地所有者が申請者とならない場合にあつては、申請者と土地所有者が連名で、市町長と協定すること。

(参考様式2)

残置森林等の管理に関する誓約書

年 月 日

香川県知事 殿

住所

申請者

(土地所有者) 氏名

印

次の残置森林等について、下記のとおり維持管理することを誓約します。

・開発行為に係る土地の所在場所

・開発行為をしようとする区域…別添「利用計画平面図」のとおり

面積… _____ 平方メートル

・残置し、若しくは造成する森林又は緑地の区域…別添「緑化計画図(残置森林・造成森林位置図)」のとおり

面積… _____ 平方メートル

記

(残置森林等の保全)

残置森林等については、適正に維持管理するとともに、開発行為の終了後も、引き続き保全に努めます。

(地域森林計画の遵守)

残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行います。

(誓約事項の承継)

残置森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この誓約事項を当該権利者に承継します。

(注)1 残置森林等に関する図面は1/2,000以上の図面とし、森林及び緑地の区分をすること。

(利用計画平面図に明示すること)

2 土地所有者が申請者とならない場合にあつては、申請者と土地所有者が連名で誓約すること。

(参考様式3)

開発行為の施行同意書

開発行為者の住所、氏名 (法人にあつては主たる 事務所の所在地、名称 及び代表者氏名)	住 所	
	氏 名	
開発行為をしようとする事業 区域に含まれる土地の所在	市 郡	町大字 字 番
開 発 行 為 の 目 的		

上記に係る開発行為の施行について、次の土地を使用されることに異議なく同意します。

権利の種類	同 意 年 月 日	同 意 権 者 の 住 所 及 び 氏 名	
	同 意 の 有 効 期 限		
	年 月 日	住 所	市 町大字 字 番地 郡
	年 月 日	氏 名	印

同 意 に 係 る 土 地 の 所 在	地 目 又 は 工 作 物 の 種 類	摘 要
町大字 字 番		

- (注)1. 「同意権者」とは、開発区域内もしくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地、又は工作物の所有者、仮登記者、抵当権者その他、当該土地又は工作物の利用に関する権利を有する者等とすること。
2. 共有の場合は、共有者名簿を添付すること。

(参考様式4)

開発行為の隣接同意書

下記の開発行為に係る土地の隣接地の土地所有者として、次のとおり同意します。

開発行為者の住所、氏名 (法人にあつては主たる 事務所の所在地、名称 及び代表者氏名)	住 所	
	氏 名	
開発行為をしようとする事業 区域に含まれる土地の所在	市 郡	町大字 字 番
開 発 行 為 の 目 的		

権利の種類	同 意 年 月 日	同 意 権 者 の 住 所 及 び 氏 名		
	同意の有効期限			
所 有 権	年 月 日	住 所	市 郡	町大字 字 番地
	年 月 日	氏 名	印	

同 意 に 係 る 土 地 の 所 在	地 目	摘 要
町大字 字 番		

(注)1. 開発行為をしようとする事業区域に隣接する土地について徴すること。

(参考様式5)

水利権者等の同意書

開発行為の内容

開発行為者の住所、氏名 (法人にあつては主たる事 務所の所在地、名称及び 代 表 者 氏 名)	住 所	
	氏 名	
開 発 行 為 を し よ う と す る 事 業 区 域 に 含 ま れ る 土 地 の 所 在	市 郡	町大字 字 番
開 発 行 為 の 目 的		

上記の開発行為の施行に当たり、雨水等の表流水等を、当水利組合(当土地改良区)管轄の既設水路に放流することについては、異議なく同意します。

年 月 日 (同意の有効期限 年 月 日)

水利組合 所 在
組合長 印

[土地改良区 所 在
理事長 印]

(2)－② 提出様式(林地開発協議関係)

別記様式第 18 号

林地開発協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者
連絡先 TEL() -

次のとおり林地開発行為をしたいので、協議します。

開発行為に係る森林の 所 在 場 所	市 郡 町大字 字 番
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の着手予定年月日	年 月 日
開発行為の完了予定年月日	年 月 日 (事業期間 月)
備 考	

注意事項

- 1 面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数点以下第 4 位まで記載のこと。
- 2 備考欄には、開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、その手続の状況を記載すること。

(添付様式第6号)

事業計画書

開発行為に係る 森林の所在場所				
開発行為の目的				
事業の名称				
事業の根拠法令等				
開発面積等	事業区域面積	ha	内森林面積	ha
	開発行為に係る面積	ha	内森林面積	ha
	残置森林面積	ha	残置森林率	%
	造成森林面積	ha	森林率	%
森林の概況	(1) 人工林	ha (蓄積平均	m ³ /ha)	
	(2) 天然林	ha (蓄積平均	m ³ /ha)	
	(3) 無立木地	ha		
計画概要				
防災施設等の概要				
関係法令の手続き状況等				
備考				

<記載注意事項>

- 1 事業の根拠法令等
補助事業の場合は、その名称、概要を記載すること。
- 2 森林の概況
開発行為に係る森林の面積の内容を記載すること。
- 3 計画概要
造成(地目別)面積、道路延長・幅員、工期、施行工程、事業費、建物等の概要、全体計画と期別計画の概要その他について記載すること。
- 4 防災施設の概要
防災措置に関する基本的考え方及び適用する法令、技術(設計)基準等について記載すること。(詳細は防災計画概要書に記載)
- 5 関係法令の手続き状況等
開発に係る関係法令の手続き状況及び協議・調整事項(河川管理者との協議を含む)について記載すること。

(参考様式6)

防 災 計 画 概 要 書

1. 土 工	(切土・盛土量、最大法高、土質区分毎法勾配)
2. 主 要 構 造 物	(土留工、えん堤工、洪水調整池等の構造、箇所数、容量等)
3. 雨 水 排 水 施 設	(水路工の構造、延長等)
4. 土砂流出防止施設	(沈砂池の構造、箇所数、容量等)
5. 緑 化 工	(平坦部、法面部の緑化方法等)
6. そ の 他	
備 考	

(注) 上記区分毎に適用する技術(設計)基準名等を記載すること。

林地開発変更協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者
連絡先 TEL() -

年 月 日付け 第 号で通知のあった林地開発行為を、次のとおり変更したいので協議します。

協議年月日及び番号		年 月 日 第 号
開発行為の目的	変更前	
	変更後	
開発行為に係る 森林の所在場所	変更前	
	変更後	
開発行為に係る 森林の土地の面積	変更前	
	変更後	
変更の理由及び内容		
開発行為の期間	変更前	自 年 月 日 至 年 月 日 (事業期間 月)
	変更後	自 年 月 日 至 年 月 日 (事業期間 月)
備 考		

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 変更内容のわかる計画書、図面及びその他必要な資料を添付すること。

別記様式第 20 号

林地開発実績報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者
連絡先

TEL() -

年 月 日付け 第 号により通知のあった林地開発
行為について、別紙のとおり実績を報告します。

別紙

開発行為に係る 森林の所在場所		
事業区域面積	ha	
開発行為をしようとする 森林区域面積	ha	
開発行為に係る森林の 用途及び面積	開発後の用途	面積 (ha)
	計	
残置森林面積	ha	
造成した森林及び 緑地の面積	造成森林及び緑地の種類	面積 (ha)
	計	
開発行為に係る事業期間	着手年月日	年 月 日
	竣工年月日	年 月 日
添付図書	土地利用計画平面図（出来高）	
その他		

注意事項

- 1 面積はヘクタール単位として小数点以下第4位まで記載すること。
- 2 土地の所在場所一覧表を添付すること。

Ⅲ. 審査基準

(1) 香川県林地開発許可審査基準

[平成 15 年 3 月 31 日付け 14 み保第 35793 号 制 定]

[令和 6 年 3 月 25 日付け 5 み保第 263227 号 最終改正]

森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 に基づく開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たすか否かにつき審査して行うものとする。なお、法第 5 条に基づく地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び法第 10 条の 5 に基づく市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域（法第 5 条第 2 項第 4 号の 3 に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内に存する森林における開発行為は、法第 10 条の 2 第 2 項各号の一に該当する場合が多いと考えられるので、その審査は特に慎重に行うものとする。

I 審査基準

第 1 一般的事項

申請の手続きについては、林地開発許可申請書及び添付書類の内容が次に掲げる要件に適合していること。

- 1 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。

申請書に添付する図書は、香川県林地開発許可制度実施要領の別表 1（以下「別表 1」という。）のとおりとする。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて計画書として必要な事項を追加し又は不要な事項を省略することができる。

- 2 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。

「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の 3 分の 2 以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。

- 3 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているか又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。

また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。

なお、開発行為に係る森林が、別紙 1 の開発行為が認められない森林に該当しないこと。

- 4 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。防災施設の整備に必要な資金の手当てが可能であることや事業体としての信用があることが確認できること。具体的な内容については、別表 1 によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替でき

る。

また、融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認ができること。

- (1) 防災施設の設置の先行実施を徹底させる観点から、防災施設の設置に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認できること。
- (2) 上記が困難な場合には、申請時に、事業者の資金計画書に加え、金融機関から事業者への関心表明書を提出し、着手前に、融資証明書により確認できること。

- 5 申請者と施行者が異なる場合に、施行者が防災施設を講ずるために必要な能力があることが確認できること。具体的な内容については、別表1によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により防災措置を講ずるために必要な能力が確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できる。

また、資力及び信用と同様、申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出するとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出すること。

- 6 そのほか、開発行為の目的、態様等に応じて知事が必要と認める書類を提出すること。

第2 法第10条の2第2項第1号関係事項（土地に関する災害の防止の機能）

- 1 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最少限度であることが明らかであること。

スキー場の滑走コースの造成は、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるため、その造成に係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下とすること。なお、滑走コースは傾斜地を利用するものであることから、切土を行う区域はスキーヤーの安全性の確保等やむを得ないと認められる場合に限るものとし、土砂の移動量を極力縮減すること。また、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とする。

- 2 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- 3 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が2によることが困難である若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- 4 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。
- 5 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- 6 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

なお、「同意」については、他の排水施設を経由して河川等に排水を導き河川等の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合にあっては、関係する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨である。

- 7 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- 8 飛砂、落石等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- 9 開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。
- 10 開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。
- 11 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為について

- (1) 事業終了後の措置について

林地開発許可において、太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずる旨を盛り込むよう努めること。

- (2) 災害を発生させるおそれに関する事項

- ① 自然斜面への設置について

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が 30 度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が 30 度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置することとする。

- ② 排水施設の断面及び構造等について

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特徴を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮のうえ、雨水等の排水施設の断面及び構造等を検討すること。

第3 法第10条の2第2項第1号の2関係事項（水害の防止の機能）

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

第4 法第10条の2第2項第2号関係事項（水源のかん養の機能）

- 1 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

- 2 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

第5 法第10条の2第2項第3号関係事項（環境の保全の機能）

- 1 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。

- 2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

- 3 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

上記の運用に当たっては、特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持上問題を生じている事例が見受けられるので、開発行為の対象地（土捨場を含む。）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置に努めること。

- 4 残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定を締結するよう努めるものとする。この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし保安林制度等の適切な運用によ

りその保全又は形成に努めること。

(1) 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。これは森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるにいたらぬものを同等に取扱うことが適切でないことによるものである。

(2) 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。

(3) 「残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」は、森林の有する公益的機能が森林として利用されてきたことにより確保されてきたことを考慮の上、法第10条の2第2項第3号に関する基準の一つとして決められたものであり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その2割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断されることとなるが、工場又は事業場にあつては20パーセントを下回らないものでなければならないという趣旨である。

(4) 「開発行為の目的」について

ア 「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。

イ 「ゴルフ場」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。

ウ 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。

エ 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。

オ 「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。

カ 上記表に掲げる以外の開発行為の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。

キ 1事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林又は造成森林（住宅団地の造成の場合は緑地も含む。以下同じ。）は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域

- 界におおむね 30 メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。
- (5) レジャー施設及び工場・事業場の設置については、1 箇所当たりの面積がそれぞれおおむね 5 ヘクタール以下、おおむね 20 ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ 5 ヘクタール、20 ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。
- (6) 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1 箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。
- (7) 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。
- ア 公園・緑地・広場
 - イ 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
 - ウ 緑地帯、緑道
 - エ 法面緑地
 - オ その他上記に類するもの
- (8) 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。
- (9) 太陽光発電設備の設置を目的とする場合
- ア 原則として周辺部に残置森林を配置すること。
 - イ 開発行為に係る森林の面積が 20ha 以上の太陽光発電設備の設置で周辺部に幅概ね 30m 以上の造成森林を配置する場合は、その 30m の幅の一部を残置森林とすること。
 - ウ 林地開発許可後に採光の確保等を目的として伐採する必要がないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮して太陽光パネルの配置計画を作成すること。

第 6 開発行為の一体性

- 1 香川県林地開発許可制度実施要領第 3 条第 2 項に定められた開発行為の規模に係る総合的な判断については、次に掲げる場合を目安に、それぞれの一体性の個々の状況に応じて判断するものとする。
- (1) 実施主体の一体性
- 個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合
- (2) 実施時期の一体性
- 時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合
- (3) 実施箇所の一体性
- 個々の事業で必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合

(共用を前提として整備することを計画している場合を含む。) や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合

- 2 太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とする開発の一体性の判断に当たっては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報で同一計画とみなされる場合

第7 配慮事項

申請に当たっては、次に掲げる事項について配慮すること。

1 開発行為に係る土地の面積の規模

開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること(法令等によって面積につき基準が定められている場合には、これを参酌して決められたものであること)が明らかであること。

2 全体計画との関連

開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

3 原状回復等の事後措置

開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。

「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。

4 周辺の地域の森林施業への配慮

開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていること。例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。

5 周辺の地域における住民の生活及び産業活動への配慮

開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされること。例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。

6 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為に係る配慮

(1) 住民説明会の実施等について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施するよう努めること。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のあ

る問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うよう努めること。

当該林地開発許可の申請に当たり、以上の取組の実施状況について報告すること。

(2) 景観への配慮について

開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮するよう努めること。

(3) 地域の合意形成等を目的とした制度との連携について

太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）や、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）における枠組みを活用し地域との合意形成を図るよう努めること。

香川県林地開発許可審査基準における開発行為が認められない森林

香川県林地開発許可審査基準第 1 の 1 の (3) における開発行為が認められない森林とは、次のいずれかに該当する場合の森林をいう。

- 1 森林法の違反に係る香川県からの指示又は命令に基づく復旧工事（以下「違反復旧工事」という。）の実施場所において、当該違反復旧工事に係る香川県からの完了確認通知が行われていない場合

- 2 植栽を伴う違反復旧工事の実施場所において、当該違反復旧工事の完了確認の 1 年後に行われる香川県からの植栽木等の活着確認通知が行われていない場合

香川県林地開発許可審査基準における欠格事由

香川県林地開発許可審査基準第 1 の 1 の(4)における申請者の信用に係る欠格事由は、次に該当する場合をいう。

- 1 違反復旧工事を行わなければならない者が、当該違反復旧工事に係る香川県からの完了確認通知を受けていない場合

Ⅱ 技術基準

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成 14 年香川県条例第 2 号）第 17 条第 1 項に規定する「県土の保全、水資源のかん養その他のみどりの公益的機能を保全するための基準」のうち、Ⅱ．技術基準を準用する。

II. 技術基準

第1 災害の防止

1. 切土、盛土、捨土関係

(1) 土砂の移動量

土地開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び土地開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であること。

また、造成計画に当たっては、開発区域内及びその周辺で土量の均衡がとれるように計画すること。

(2) 工法等

① 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。

② 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。

③ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。

④ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

⑤ 太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置することとする。

(3) 切土

① 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案し、表1を参考として現地に適合した安全なものであること。

ただし、採石法（昭和25年法律第291号）が適用される場合においては、「採石技術指導基準（採石技術指導基準編集委員会）」によることを妨げない。

② 切土高が5メートルを超える場合には、原則として、高さ5メートル以内ごとに幅1メートル以上の小段を設け、排水のため5～10%の横断勾配をつけ、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

ただし、採石法が適用される場合においては、小段の位置、幅等について「採石技術指導基準」によることを妨げない。

③ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

④ 切土高又は勾配について、標準の範囲を超えて設計する必要がある場合等は、円弧すべり等の法面崩壊に対する安定計算を行い、その安全率が1.2以上であること。

⑤ 開発区域内の雨水を自然排水処理できない切土（以下「掘下げ」という。）は行わないこと。ただし、採石法が適用される場合で、当該掘下げ箇所における埋め戻しについての確実性が見込める場合においては、この限りでない。

⑥ 隣地境界線から表土を除去する法肩までの水平距離（保全距離）は5m以上とすること。（下図参照）

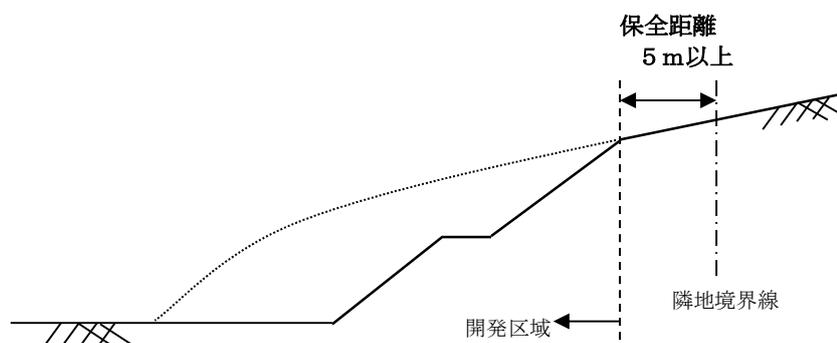
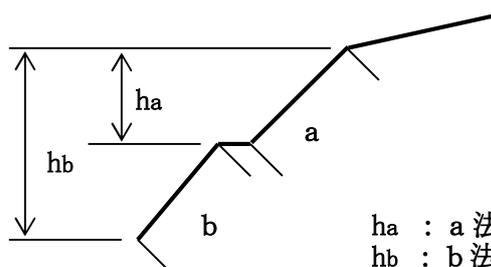


表1 切土に対する標準法面の勾配

地山の土質		切土高	勾配
硬	岩		1 : 0.3 ~ 1 : 0.8
軟	岩		1 : 0.5 ~ 1 : 1.2
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1 : 1.5 ~
砂質土	密実なもの	5m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		5 ~ 10m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの	5m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5 ~ 10m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
砂利又は岩塊混じり砂質土	密実なもの、又は粒度分布のよいもの	10m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		10 ~ 15m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの、又は粒度分布の悪いもの	10m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		10 ~ 15m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
粘性土、シルト		10m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.2
岩塊又は玉石混じり粘性土		5m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5 ~ 10m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5

注) 土質構成等により単一勾配としないときの切土高及び勾配の考え方は下図のようにする。



- ・勾配は小段を含めない。
- ・勾配に対する切土高は当該切土法面から上部の全切土高とする。

ha : a 法面に対する切土高
hb : b 法面に対する切土高

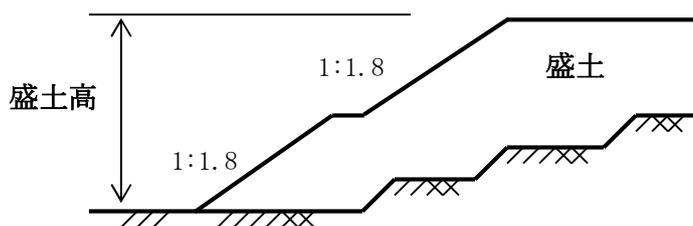
(4) 盛土

- ① 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案し、表2を参考として現地に適合した安全なものであること。
- ② 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。
- ③ 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として、高さ5メートル以内ごとに幅1メートル以上の小段を設け、排水のため5～10%の横断勾配をつけ、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。
- ④ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。
- ⑤ 盛土高又は勾配について、標準を超えて設計する必要がある場合等は、円弧すべり等の法面崩壊に対する安定計算を行い、その安全率が1.2以上であること。

表2 盛土材料及び盛土高に対する標準法面勾配

盛 土 材 料	盛 土 高	勾 配	摘 要
粒度の良い砂 (S) , 礫および細粒分混じり礫(G)	5 m 以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。 ()の統一分類は代表的なものを参考に示す。
	5 ~ 15 m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
粒度の悪い砂 (SG)	10 m 以下	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
岩塊 (ずりを含む)	10 m 以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	
	10 ~ 20 m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
砂質土 (SF)、硬い粘質土、硬い粘土 (洪積層の硬い粘質土、粘土など)	5 m 以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	
	5 ~ 10 m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
火山灰質粘性土 (V)	5 m 以下	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	

注) 盛土高とは、法肩と法尻の高低差をいう。(下図参照)



(5) 捨土

- ① 捨土は土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。
この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。
- ② 法面の勾配の設定、締め固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

2. 擁壁、法面関係

(1) 次の場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置を講ずること。

ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でない認められる場合、又は採石法が適用される場合で「採石技術指導基準」による場合を除く。

① 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が前述 1 の (3) ないし (4) の各項によることが困難であるか若しくは適当でない場合。

② 人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の(ア)又は(イ)に該当する場合。

(ア) 切土により生ずる法面の勾配が30度(約1.7割)より急で、かつ、高さが2mを超える場合。

ただし、硬岩盤である場合又は次の a 若しくは b のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

a 土質が表3の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。(図1、図2、図3参照)

b 土質が表3の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5m以下のもの。

この場合において、aに該当する法面の部分により上下に分離されているときは、その法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

(図4-1参照)

また、小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけを一体のものとみなす。(図4-2参照)

表3

土 質	擁壁等を要しない勾配 の上限(度)	擁壁等を要する勾配 の下限(度)	
軟 岩 (風化の著しいものを除く)	60度 (1:0.58)	80度 (1:0.18)	図1
風化の著しい岩	40度 (1:1.19)	50度 (1:0.84)	図2
砂利, 真砂土, 硬質粘土, その他これに類するもの	35度 (1:1.43)	45度 (1:1.00)	図3

(イ) 盛土により生ずる法面の勾配が30度（約1.7割）より急で、かつ、高さが1 mを超える場合。（図5の斜線部参照）

〈切土〉

図1 軟岩の場合（風化の著しいものを除く）

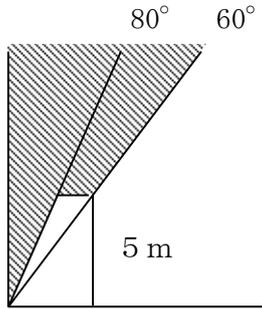


図2 風化の著しい岩の場合

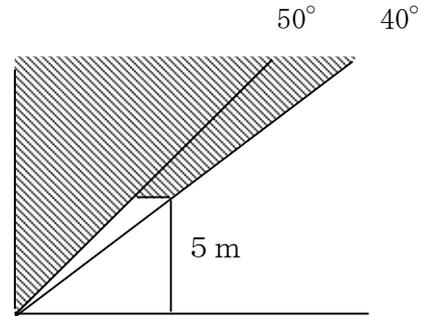


図3 砂利、真砂土、硬質粘土
その他これに類するもの

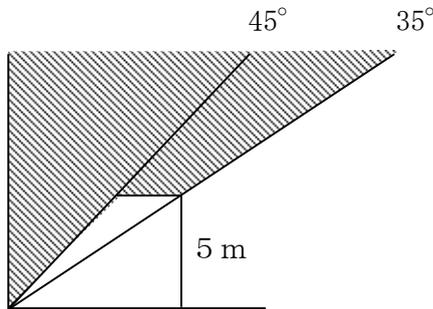
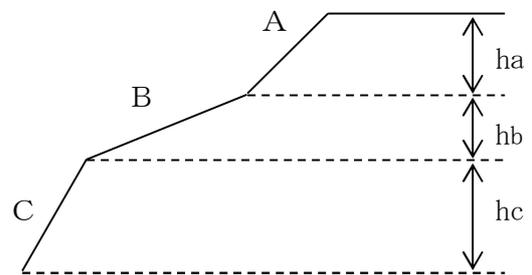


図4-1



法面Bが表3の中欄の角度以下に該当し、法面AとCの勾配が斜線部に該当する場合には、法面の高さは $h_a + h_c$ として算定する。

〈盛土〉

図5

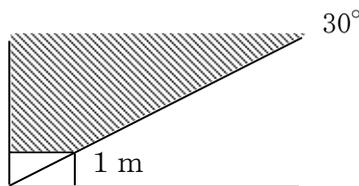
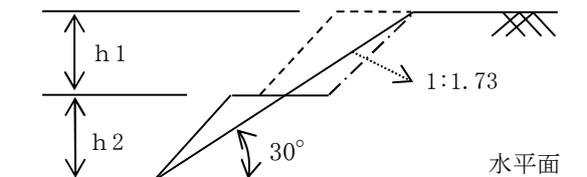


図4-2



(2) 擁壁の構造

- ① 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- ② 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、擁壁に作用する土圧等の合力の作用点が擁壁底版中央の底版幅 $1/3$ （地震時は $2/3$ ）の範囲内に入ること。
- ③ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は 1.5 （地震時は 1.2 ）以上であること。
- ④ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- ⑤ 擁壁には、その裏面の排水をよくするため、内径 5.0cm 以上の水抜穴を $2 \sim 3\text{m}^2$ に 1 箇所の割合で設けること。
- ⑥ 鉄筋又は無筋コンクリート造りの擁壁の構造が前記①～⑤の安全基準を満たす場合は、「土木構造物標準設計図集」（国土交通省制定）等の標準設計によることとして差し支えない。

なお、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事及び同法第30条第1項に規定する特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、原則として都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条〔開発許可の基準〕第1項第7号の擁壁の基準及び宅地造成及び特定盛土等規制法第13条〔宅地造成等に関する工事の技術的基準等〕又は同法第31条〔特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等〕の擁壁の基準によることとして差し支えない。

(3) 法面保護

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、次のような法面保護の措置が講ぜられ、適期に施行されるものであること。

① 植生による保護

(ア) 実播工

緩斜面で、土壌条件の良好な箇所に採用し、現地の状況に応じ、筋実播、斜面実播（種子吹付）を施工する。ただし、傾斜が急な場合は、飛散を防止するため伏工等を併用する。

(イ) 伏工

地盤が粗しょうな土質の急傾斜地で、雨、凍土、霜柱、風等により表土が浸食又は崩落するおそれがある場合に採用する。なお、現地の土壌条件、気象条件により、そだ、わら、網、むしろ、二次製品等による工種を選定する。

(ウ) 筋工

雨水の分散を図り、山腹斜面の浸食を防止するとともに、植生の早期導入を図る場合に、現地の地質状況等を勘案し採用する。

(エ) 植栽工

他の緑化工と併用し、現地に適合した植栽木を選定する。この場合、肥料木の混植を原則とし、植栽本数、樹種の配列、施肥量を考慮すること。

② 人工材料による保護

植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の浸食を防止できない場合に採用する。

(ア) 吹付工（モルタル）

岩盤の露出した法面で、表土の崩落のおそれのある場合に採用する。

(イ) 張工

切土法面が硬岩及び良く締った土質で、風化のおそれがあり、背面土圧を受けない場合に採用する。なお、現地の状況に応じ、練張工、空張工、コンクリート張工等の工種を選定する。

(ウ) 法枠工（コンクリート）

法面に湧水がある場合及び雨水により法面が浸食され、土砂の流出のおそれのある場合に採用する。

(エ) 柵工

伏工等の施工地で地表が安定するまでの基礎工として、地形、地質等の条件の良い箇所に採用する。なお、現地の状況に応じ、金網、編柵等の工種を選定する。

(オ) 網工

恒久的なネットを被覆し、落石の防止及び植生の導入により早期緑化を図る必要がある法面に採用する。

③ 表面水、湧水、溪流等により法面が浸食又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられているものであること。この場合における擁壁の構造は、(2)によるものであること。

3. 排水施設関係

(1) 排水施設の断面

① 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、断面は計画流量の1.2倍以上の排水が可能であること。計画流量の算定は、原則として次によるものとする。

(ア) 流量の算定

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量 (m³/sec) V : 平均流速 (m/sec) A : 通水断面積 (m²)

(イ) 平均流速の算定

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

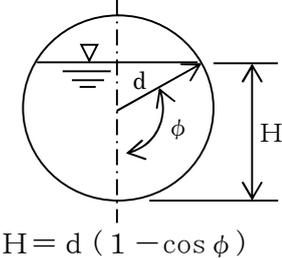
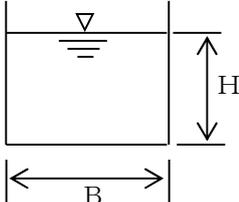
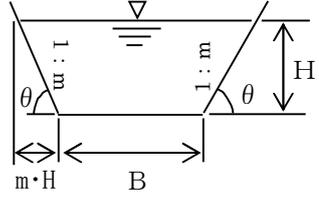
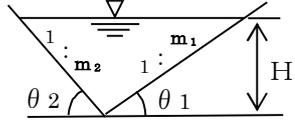
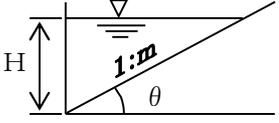
n : 粗度係数 R : 径深 = A / p (m)
p : 潤辺長 I : 水路勾配 (分数又は小数)

粗度係数は、表4の値を標準とする。

表4 粗度係数

排水施設の種類		粗度係数 (n)	
素掘り	土	0.022 ~ 0.033	
	砂レキ	0.022 ~ 0.030	
	岩盤	0.025 ~ 0.040	
現場施工	セメントモルタル	0.011 ~ 0.015	
	コンクリート	0.011 ~ 0.015	
	粗石	練積	0.017 ~ 0.030
		空積	0.023 ~ 0.035
工場製品	U字型側溝	0.013	
	コンクリート管	0.013	
	コルゲートパイプ (1形)	0.024	
	コルゲートパイプ (2形)	0.033	
	コルゲートパイプ (ペービングあり)	0.012	

(参考) 各種断面の通水断面積及び径深

断 面 積		通水断面積 A	径 深 R
円 形	 <p>$H = d(1 - \cos \phi)$</p>	$d^2 \left(\phi - \frac{1}{2} \sin 2\phi \right)$ <p>(ϕ : ラジアン)</p>	$\frac{d}{2} \left(1 - \frac{\sin 2\phi}{2\phi} \right)$ <p>(ϕ : ラジアン)</p>
長 方 形		$B \cdot H$	$\frac{B \cdot H}{B + 2H}$
台 形		$H (B + m \cdot H)$ <p>又は</p> $H (B + H \cot \theta)$	$\frac{H (B + m \cdot H)}{B + 2H \sqrt{1 + m^2}}$ <p>又は</p> $\frac{H (B + H \cot \theta)}{B + 2H \operatorname{cosec} \theta}$
三 角		$\frac{H^2}{2} (m_1 + m_2)$ <p>又は</p> $\frac{H^2}{2} (\cot \theta_1 + \cot \theta_2)$	$\frac{H}{2} \cdot \frac{m_1 + m_2}{\sqrt{1 + m_1^2} + \sqrt{1 + m_2^2}}$ <p>又は</p> $\frac{H}{2} \cdot \frac{\sin (\theta_1 + \theta_2)}{\sin \theta_1 + \sin \theta_2}$
形		$\frac{m \cdot H^2}{2}$ <p>又は</p> $\frac{H^2 \cdot \cot \theta}{2}$	$\frac{H}{2} \cdot \frac{m}{1 + \sqrt{1 + m^2}}$ <p>又は</p> $\frac{H}{2} \cdot \frac{\cos \theta}{1 + \sin \theta}$

(ウ) 雨水流出量の算定

原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が、別途高い精度で求められている場合には、これによって算出することができる。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q：雨水流出量 (m³/sec) = ピーク流量

f：流出係数

r：設計雨量強度 (mm/hr)

A：集水区域面積 (ha)

- a 流出係数については、表5、表6を標準とする。
(面積加重平均したものを使用すること。)

開発区域内における流出係数は、「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」(社団法人日本河川協会)による数値を標準とする。

表5

密集市街地	0.9	一般市街地	0.8	畑、原野	0.6
水田	0.7	山地	0.7		

ただし、保安林を含む林地等地表状態別の流出係数は、次表に示す値とすること。

表6

区分 地表状態	浸透能		
	小(山岳地)	中(丘陵地)	大(平地)
林地	0.6 ~ 0.7	0.5 ~ 0.6	0.3 ~ 0.5
草地	0.7 ~ 0.8	0.6 ~ 0.7	0.4 ~ 0.6
耕地	—	0.7 ~ 0.8	0.5 ~ 0.7
裸地	1.0	0.9 ~ 1.0	0.8 ~ 0.9

注) 舗装面、屋根等不浸透面については1.0とする。

- b 設計雨量強度は表7による単位時間内の10年確率で想定される雨量強度を用いること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号ロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号の要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別な配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。
- c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表7によるものとする。
- d 雨量強度 (mm/hr) は高松地方気象台降雨強度式による(P86参照)。ただし、土地開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いること。

表7

流域面積	単位時間
50 ha以下	10分
100 "	20分
500 "	30分

- ② 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じて①に定めるものより一定程度大きく定められていること。
- ③ 洪水調整池の下流に位置する排水施設については、洪水調整池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

(2) 排水施設の構造等

- ① 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。
- ② 排水施設のうち暗きよである構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。
- ③ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。
- ④ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれのない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。この場合、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ていること。
ただし、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等又は他の排水施設等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。

- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事及び同法第30条第1項に規定する特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、原則として都市計画法第33条〔開発許可の基準〕第1項第7号の排水施設の基準及び宅地造成及び特定盛土等規制法第13条〔宅地造成等に関する工事の技術的基準等〕又は同法第31条〔特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等〕の排水施設の基準によることとして差し支えない。

(4) 太陽光発電設備の設置を目的とする場合の排水施設の断面及び構造等

- ① 排水施設の断面について
地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、(1)の表6によらず、表7の2を参考にして定められていること。

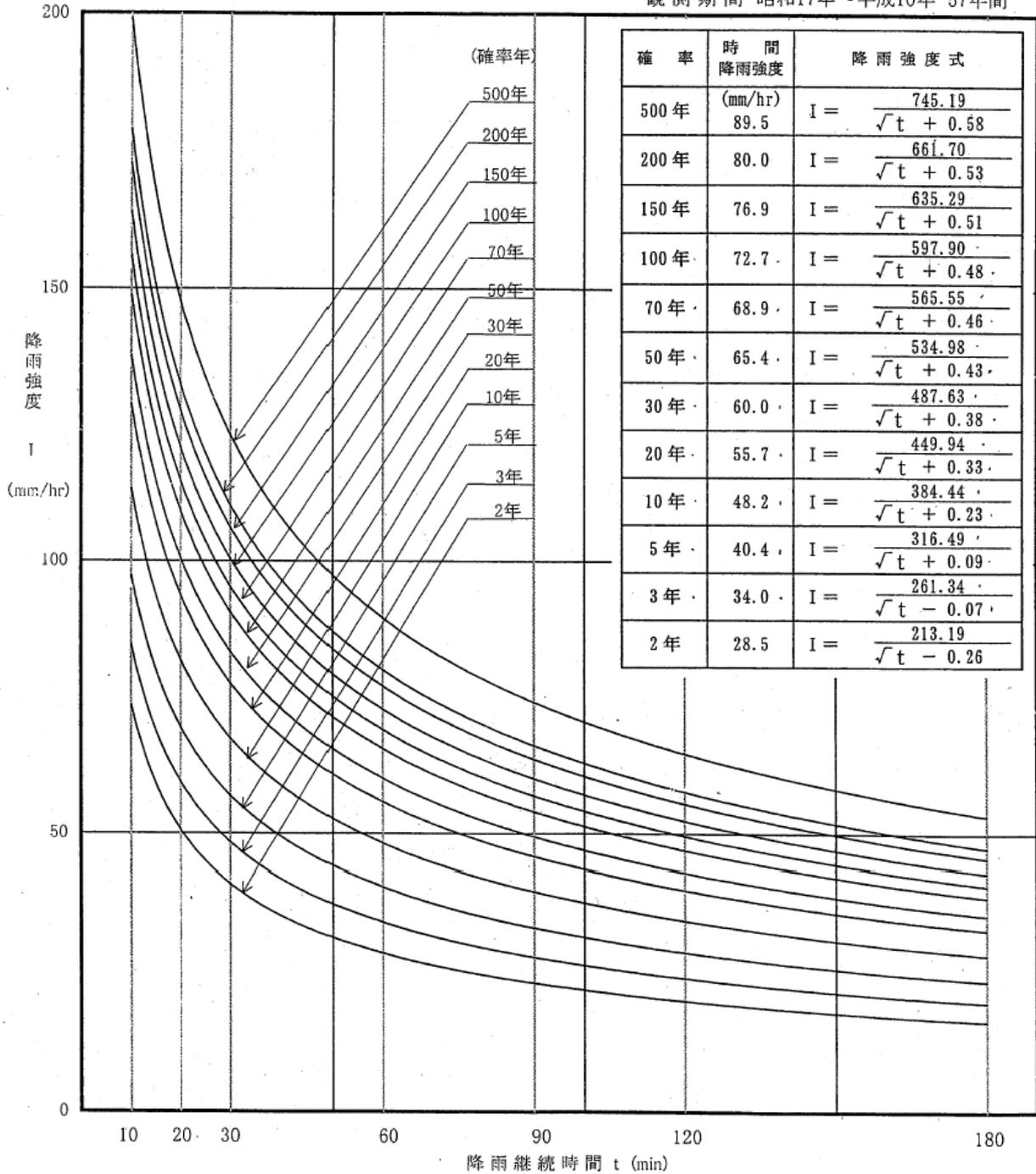
表7の2

区分	浸透能		
	小(山岳地)	中(丘陵地)	大(平地)
地表状態			
太陽光パネル等	1.0	0.9~1.0	0.9

- ② 排水施設の構造等について
排水施設の構造等については、(2)の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面浸食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

降雨強度曲線図 (S17~H10)

雨量観測所 高松地方気象台
観測期間 昭和17年~平成10年 57年間



4. 落石等防止関係

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられること。技術的細則については、治山技術基準解説、林道必携、道路土工指針等を参考とする。

5. 洪水調整池関係

設置対象は、原則1ha以上の土地開発行為とし、土地開発行為に先行して設置するものとする。ただし、太陽光発電設備の設置を目的とする土地開発行為(※)については、開発をする地域森林計画対象民有林面積が0.5haを超えるものを対象とする。なお、開発区域の状況から判断して、必要と認めない場合は、この限りでない。

また、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調整池を設置するよりも用水路等の断面を大きくすることが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、事業者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調整池の設置に代えることができる。

※ 令和5年4月1日以降に着手する土地開発行為について適用する。

(1) 洪水調整池の容量

① 災害の発生の防止の観点

ア 洪水調整容量は、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調整できるものであることを基本とする。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において、30年確率以上の雨量強度で設計する必要があると認められる場合には、確率年を変更するものとする。

イ 土地開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超える場合は、必要があれば、この流下能力を超える流量も調整できる容量であること。

② 水害の発生の防止の観点

洪水調整容量は、当該土地開発行為を行う下流のうち、当該土地開発行為に伴うピーク流量の増加率が1%以上の範囲の中で、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、当該土地開発行為による影響を最も強く受ける地点を選定し、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることのできるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調整できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において、30年確率以上の雨量強度で設計する必要があると認められる場合には、確率年を変更するものとする。

また、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ていること。

③ 洪水調整池等の容量の計算は、厳密計算法により行うこととする。ただし、簡便法によることが望ましい場合は、この限りでない。

④ 土地開発行為の期間中及び土地開発行為の完了後における洪水調整池の堆砂量を見込む場合にあっては、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

(2) 余水吐の能力

コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムの余水吐の能力の1.2倍以上のものであること。

(3) 洪水調整の方式

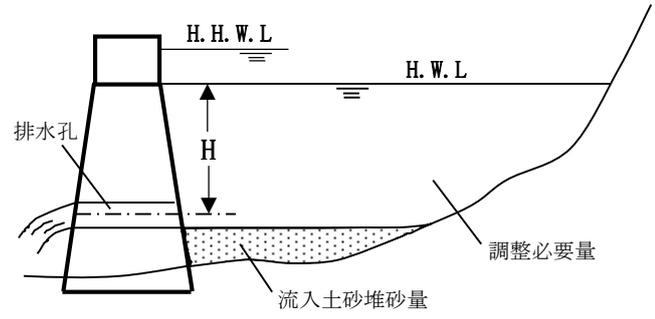
原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等

(5) 洪水調整池の構造

① 「排水孔 (又は放流管) の断面積」は、次式により算出すること。

$$S = \frac{Q_{pc}}{C \cdot \sqrt{2 \cdot g \cdot H}}$$

S : 排水孔の断面積 (m²)
 Q_{pc} : 許容放流量 (m³/sec)
 C : 流量係数
 (ベルマウスを有するとき $C=0.85\sim0.95$)
 (ベルマウスを有しないとき $C=0.6$)
 g : 重力加速度 (9.8m/sec²)
 H : 調整有効水深 (m)



② 「200年確率の洪水流量」は、次式により算出すること。

$$Q_{200} = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r_{200} \cdot A$$

Q_{200} : 洪水流量 (m³/sec)
 f : 開発後の流出係数
 r_{200} : 200年確率の設計雨量強度 (mm/hr)
 A : 集水区域面積 (ha)

③ 「余水吐の設計上の洪水流量」は、次式により算出すること。

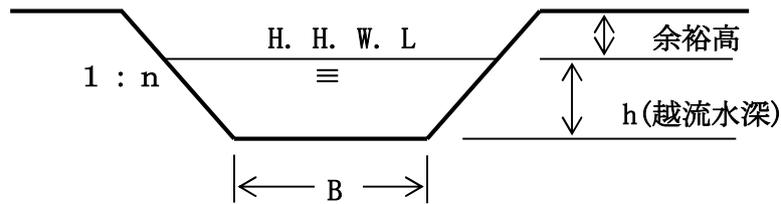
$$Q'_{200} = C' \cdot Q_{200}$$

Q'_{200} : 余水吐の設計上の洪水流量 (m³/sec)
 C' : 安全率…コンクリートダム : 1.2倍以上
 フィルダム : コンクリートダムの1.2倍以上
 Q_{200} : 200年確率の洪水流量 (m³/sec)

④ 「余水吐の設計」は、次の方法によること。

$$Q'_{200} = \frac{2}{15} \cdot C \cdot \sqrt{2 \cdot g} (2bu + 3B) h^{3/2}$$

Q'_{200} : 余水吐の流量 (越流量) (m³/sec)
 C : 流量係数
 g : 重力加速度 (9.8m/sec²)
 h : 越流水深 (m)
 bu : 余水吐の上長 (m)
 B : " 下長 (m)



設計に当たっては、更に余裕高を見込んで設計すること。なお、原則余裕高は0.6mとする。

(注) 上記(1)～(5)の基準については、法令等の規定により許認可等を要する土地開発行為であって、当該許認可等又はその申請等がされているもので、既に調整池を設置しており、かつ、構造の変更が著しく困難なものについては、この限りでない。

(参考)

洪水調整池の構造等に関する技術的基準については、下記の基準等を参照すること。

- ・「防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例」(社団法人日本河川協会)
- ・「治山技術基準解説」(社団法人日本治山治水協会)

6. 土砂流出防止関係

- (1) 土地開発行為に伴う土砂の流出により、下流地域に災害の発生のおそれのある場合には、土地開発行為に先行して十分な容量及び構造を有する土砂流出防止施設を設置すること。
なお、洪水調整池と兼用する場合は、両者の機能を満足する容量を確保しなければならない。
- (2) 土砂流出防止施設を設置する場合は、盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。
- (3) 土砂流出防止施設の容量は表8を参考に設計することとし、土地開発行為の期間中及び土地開発行為の完了後、地表が安定するまでの期間の流出土砂量を貯砂し得るものであること。

表8 1ヘクタール当たり1年間の流出土砂量

土地開発行為の期間中	300m ³ (400m ³ ～600m ³)			
土地開発行為完了後 地表が安定するまで	裸地	皆伐地、草地	道路	林地
	50m ³ (20) ※	15m ³	5m ³	1m ³

(注1) 表8の2に掲げる特に災害が発生するおそれがある区域が事業区域に含まれる場合には、土地開発行為の期間中の流出土砂量は400m³～600m³(ha/年)を原則とするが、あらかじめ担当行政庁と協議を行うこと。

表8の2 特に災害が発生するおそれがある区域

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

(注2) 土地開発行為の完了後、地表が安定するまでの期間は次を標準とする。

ア) 人家その他の公共的施設の近くでは5年間

イ) 上記以外については3年間

※土地開発行為完了後3年間の数値。4～5年間は20 m³とする。

(4) なお、土地開発行為の期間中の量については、土砂流出防止施設の管理が適切に行われ、随時堆積土砂を排除することができる構造である場合は、4か月以上の容量のものでよい。

(5) 開発行為期間中の流出土砂量の算定については、次式を参考にすること。

$$V = 1 \text{ヘクタールあたり1年間の流出土砂量 (m}^3\text{/ha)} \times A \times T / 12$$

V : 流出土砂量 (m³)

A : 土地開発行為の面積 (ha)

T : 土砂流出防止施設の浚渫間隔 (月)

※1ヘクタールあたり1年間の流出土砂量は表8を標準とすること。

※土砂流出防止施設の浚渫間隔は4か月以上とすること。

(6) 土砂流出防止施設の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

(7) 土砂流出防止施設の構造は、下記に基づき検討すること。

「治山技術基準解説」(社団法人 日本治山治水協会)

「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」(社団法人日本河川協会)

ただし、現場条件等を考慮して上記基準によらなくてよいと判断した場合は、この限りでない。

第2 環境の保全

1. 自然環境等の保全

(1) 埋蔵文化財の保護保全

開発区域及びその周辺に周知の埋蔵文化財包蔵地が所在する場合又は土地開発行為の期間中に埋蔵文化財を発見した場合は、当該教育委員会と十分連絡調整を行うとともに、できる限り公園、緑地として計画し、埋蔵文化財の保護保全に努めること。

(2) 森林の保全

地域森林計画対象民有林面積が1ヘクタールを超える土地開発行為をしようとする場合、一般基準第3. 1. (2)は、次によるものであること。ただし、太陽光発電設備の設置を目的とする土地開発行為(※)については、地域森林計画対象民有林面積が0.5ヘクタールを超える場合とする。

※ 令和5年4月1日以降に着手する土地開発行為について適用する。

- ① 「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。
- ② 残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の事業区域(土地開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。)内の森林面積に対する割合は、表9の事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合によるものとする。
- ③ 残置し、若しくは造成する森林又は緑地は、表9の森林の配置等により土地開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置すること。

- ④ 表9に掲げる土地開発行為の目的以外の土地開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表9に準じて適切に措置すること。

表9 事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合及び森林の配置等

土地開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 1区画の面積はおおむね1,000㎡以上とし、建物敷等の面積はおおむね30%以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 滑走コースの幅はおおむね50m以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100m以上の残置森林を配置する。 3. 滑走コースの上、下部に設けるグレンデ等は1箇所あたりおおむね5ha以下とする。また、グレンデ等と駐車場との間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50%以上とする。(残置森林率はおおむね40%以上とする。)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね20m以上)を配置する。 2. ホール間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね20m以上)を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね50%以上とする。(残置森林率はおおむね40%以上とする。)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3. レジャー施設の土地開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ha以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね25%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業区域内の土地開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に幅5m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 土地開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。

太陽光発電設備の設置	森林率はおおむね 25%以上とする。(残置森林率はおおむね 15%以上とする。)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業区域内の土地開発行為に係る森林の面積が 20ha 以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に幅 5 m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2. 土地開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20ha 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね 20%以上(緑地を含む。)とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業区域内の土地開発行為に係る森林の面積が 20ha 以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に幅 5 m 以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。 2. 土地開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20ha 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘	/	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原則として周辺部に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 採掘跡地は必要に応じて埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じて客土等を行い植栽する。

注1 「残置森林率」とは、残置森林(残置する森林)のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

⑤ 造成森林

ア 「造成森林」については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する高木性の樹木を原則として表 10 に示す割合以上に均等に分布するよう植栽する。

なお、高木とは、通常の成長をして樹高 8 m を超えるもので森林の高木層を形成することができる樹種をいう。

イ 住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等の造成森林で、修景効果、保健休養機能の発揮等を併せ期待するもので表 10 の樹高規格を上回る樹木を植栽する場合は、植栽する樹種の特性、土壌等の条件を勘案して、50%以内の範囲で高木性樹木以外の混植を行ってもよい。

表 10 樹高別植栽本数

植栽樹木の樹高	植栽本数（1 ha 当たり）
苗木	3,000 本
1 m 以上	2,000 本
2 m 以上	1,500 本
3 m 以上	1,000 本

⑥ 緑地

住宅団地の造成に係る「緑地」については、次のものを含むものとする。

- ア 公園、緑地、広場
- イ 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
- ウ 緑地帯、緑道
- エ 法面緑地
- オ その他上記に類するもの

(3) 緑化の基準

土地開発行為の実施により環境資源に影響を及ぼしたり、良好な景観が失われた場合などには、樹木の植栽などによりその復元・創出に努めること。

① 対象区域

対象区域は、原則として土地開発行為を行った全区域とする。ただし、土地開発行為完了後に用途を持った土地となる区域については除くものとする。

② 緑化措置

ア 緑化措置は、土地開発行為完了時の形状に応じた方法によるものとする。

イ 緑化を行う場合の形態は、地質、土地、気象及び近傍にある既往の法面等の状態等を勘案し、現地に適合したものを選定すること。

a 平坦部

平坦部は必要に応じ、有機質の多い客土（厚さ 50cm 程度）を行っただけで、1 ヘクタール当たり 3,000 本以上の植栽を行うこと。

b 土砂法面

小段は必要に応じ、有機質の多い客土（厚さ 50cm 程度）を行っただけで、2 m² 当たり 1 本以上の植栽を行うこと。法面には、種子吹付工等（希望発生本数は 1 m² 当たり 5,000 本以上）を行うこと。

c 岩石法面

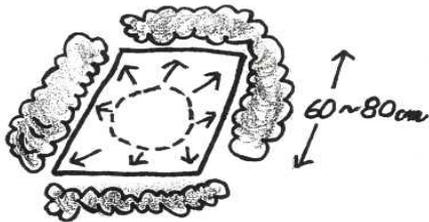
小段は必要に応じ、有機質の多い客土（厚さ 50cm 程度）を行っただけで、2 m² 当たり 1 本以上の植栽を行うこと。緩傾斜（傾斜角 45 度以下）法面等緑化が可能な場合には、植生ネット張種子吹付工等（希望発生本数は 1 m² 当たり 5,000 本以上）を行うこと。

(参考) 植栽に使用できる樹木 参考例

主林木	ヒノキ、スギ、マツ、クヌギ、ヤマザクラ、ケヤキ、クスノキ
肥料木	ヤシヤブシ、ヤマモモ、ヤマハンノキ

(参考資料) 苗木の植え方

1. 枝葉を除去する



2 植え穴を掘る



3 バーク堆肥を混ぜる



4. 半分埋めもどして 固型肥料を入れる



5. 苗木をまっすぐに置いて



根を大きく広げて「おわん」にかぶせるようにする

6. 全部埋めもどす



7. 仕上げ



しっかりと土を踏み固めて



③ 緑化時期等

- ア 緑化措置は、原則として土地開発行為完了時に完了していること。
- イ 土地開発行為の期間中であっても、最終残壁となる切土又は盛土法面及び小段その他必要と認められる区域については、順次計画的に緑化措置を完了させること。
- ウ 植栽木等の生育の状況に応じて補植、施肥を行う等樹木が定着するまで適正な維持管理を行うこと。

2. 生活環境の保全

(1) 土砂等の埋立てに関する基準

土砂等の埋立てに供する区域（土地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域内において当該事業の工程の一部として土砂等の埋立てが行われる場合にあつては、当該事業が行われる一団の土地の区域）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立てであつて、その規模が 10,000 m³以上のもの（以下「土砂等埋立事業」という。）については、以下の基準に適合すること。

① 土砂等埋立事業

ア 土砂等の埋立てを行う区域（以下「土砂等埋立区域」という。）内の表土が、土砂等埋立事業に使用される土砂等の汚染状態の基準（以下「土砂基準」という。別表第1に規定する。）に適合する土砂等であること。

なお、土砂等埋立区域内の表土の汚染状況についての検査は、当該区域の面積が1ヘクタールを超える場合にあつては、当該区域を1ヘクタール以内の区域に等分し、当該等分された区域ごとに5地点均等混合法で試料を採取し、各区域ごとの試料を等量混合したものを検査試料として行うこと。

イ 土砂等埋立区域内の土砂等埋立事業に使用された土砂等の層を通過した雨水等（以下「浸透水」という。）について、その汚染状態の基準（以下「水質基準」という。別表第2に規定する。）への適合状況を確認するために浸透水を採取する措置を講ずること。

ウ 土砂等埋立事業の施工を管理することができる事務所が設置されること。

エ 土砂等埋立区域とその区域以外の地域との境界を明らかにするため、境界の屈曲点その他必要な地点に境界標を設置すること。ただし、擁壁、側溝その他の構造物により境界を明らかにすることができる場合にあつては、この限りでない。

オ 土砂等埋立事業が施工されている間において、土砂等埋立区域以外の地域への当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために別表第3に定める構造上の基準に適合するよう必要な措置が図られていること。

カ 土砂等埋立事業が完了した場合において、当該事業に使用された土砂等のたい積の構造が、土砂等埋立区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして別表第3に定める構造上の基準に適合するものであること。

② 一時たい積事業

他の場所への搬出を目的として土砂等の一時的なたい積を行う土砂等埋立事業（以下「一時たい積事業」という。）については、上記①のア、イ、ウ、エの他に、次の基準にも適合すること。

- ・ 土砂等埋立区域及び土砂等埋立事業に供する施設（以下「土砂等埋立事業場」という。）の構造が、当該土砂等埋立区域以外の地域への当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして別表第3に定める構造上の基準に適合するものであること。

(2) 土地開発行為の期間中の騒音、粉じん等の低減

- ① 開発区域が公共施設、店舗等不特定多数の住民が利用する施設や住宅に隣接している場合は、土地開発行為の期間中の騒音、粉じん等による生活環境への負荷を低減するため、

隣接部分に高さ2 m以上の遮へい物を設置すること。ただし、当該箇所に幅5 m以上の森林が存在する場合は、この限りでない。

- ② 工事車両の通行による粉じん等の低減を図るため、散水、清掃等の措置を講ずるとともに、必要に応じて洗輪場を設置すること。

第3 水源地の保全

土砂等埋立事業を行うに際しては、条例第17条第2項に基づく意見聴取の対象となる関係市町の範囲を次の方法により予測すること。

(予測方法)

下流河川の低水流量が、次式により想定される土砂等埋立事業場の浸透水量の100倍以上となり、河川水と浸透水とが十分に混合して一様な水質に達する地点までの範囲とする。

ア 当該土地開発行為に係る浸透水量の算定

$$Q = 1 / 1000 \times i \times C \times A$$

Q ; 浸透水量 (m³/日)

i ; 降水量 (mm/日) → 土砂等埋立区域に最も近い気象観測データ (15年以上) の最大月間降水量の日換算値

C ; 流出係数 = 1 → 施工中、土砂等埋立区域内に降水した雨水全てが土砂等の影響を受けるものとする。

A ; 土砂等埋立区域面積 (m²) → 土砂等埋立区域に影響のある集水区域面積を含む。

イ 河川の低水流量の調査

既存資料の収集、又は必要に応じ現地調査を行い、その結果を整理・解析すること。

第4 景観の保全

1. 開発区域の出入り口はできる限り限定すること。
2. 開発区域周囲の緑化等により周辺の道路等からの遮へい措置に努めること。
3. 長大な法面又は擁壁が生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、法面又は擁壁は、周辺の景観と調和するように努めること。

IV. 関係法令等

(1) 森林法（抄）

[昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号]
最終改正[令和 5 年 6 月 16 日法律第 63 号]

第 1 章 総 則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

- 一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
- 二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 10 条第 1 号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

(承継人に対する効力)

第 3 条 この法律又はこの法律に基く命令の規定によってした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

第 2 章 森林計画等

(全国森林計画等)

第 4 条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、森林・林業基本法（昭和 39 年法律第 161 号）第 11 条第 1 項の基本計画に即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林につき、5 年ごとに、15 年を一期とする全国森林計画をたてなければならない。

2 全国森林計画においては、次に掲げる事項を、地勢その他の条件を勘案して主として流域別に全国の区域を分けて定める区域ごとに当該事項を明らかにすることを旨として、定めるものとする。

- 一 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 二 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 三 造林に関する事項

三の二 間伐及び保育に関する事項

三の三 公益的機能別森林施業（水源の涵養の機能その他の森林の有する公益的機能の別に応じて、当該森林の伐期の間隔の拡大及び伐採面積の規模の縮小その他の当該森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業をいう。第 11 条第 5 項第 2

号ロにおいて同じ。)を推進すべき森林(以下「公益的機能別施業森林」という。)の整備に関する事項

- 四 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項
- 四の二 森林施業の合理化に関する事項
- 四の三 森林の保護に関する事項
- 五 森林の土地の保全に関する事項
- 六 保安施設に関する事項
- 七 その他必要な事項

[以下省略]

(地域森林計画)

第5条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。)につき、5年ごとに、その計画をたてる年の翌年4月1日以降10年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域
- 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
- 四 造林面積その他造林に関する事項
- 五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 六 公益的機能別施業森林の区域(以下「公益的機能別施業森林区域」という。)の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- 八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- 九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域(以下「鳥獣害防止森林区域」という。)の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
- 十 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)
- 十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- 十二 保安林の整備、第41条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

[以下省略]

(開発行為の許可)

第10条の2 地域森林計画の対象となっている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林

を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
 - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
 - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4 第1項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。
- 6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(適用除外)

第10条の4 この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定するものその他農林水産省令で定める森林には適用しない。

第2章の2 営林の助長及び監督

第1節 市町村等による森林の整備の推進

(市町村森林整備計画)

第10条の5 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、

5年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、10年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となった市町村にあつては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

2 市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項
- 二 立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 三 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項
- 四 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
- 五 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

[以下省略]

第3章 ～ 第4章 [省略]

第5章 都道府県森林審議会

(設置及び所掌事務)

第68条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

第69条 削除

(組織)

第70条 都道府県森林審議会は、委員をもって組織する。

2 委員は、第68条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第71条 都道府県森林審議会の会長は、前条第1項の委員が互選した者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第1項の委員が互選した者がその職務を代行する。

第72条 削除

(政令への委任)

第 73 条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 削除

第 74 条から第 186 条まで 削除

第 7 章 雑則

(立入調査等)

第 188 条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者等からその施業の状況に関する報告を徴することができる。

2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができる。

3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入って、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

4 前 2 項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 第 2 項及び第 3 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国、都道府県又は市町村は、第 2 項又は第 3 項の規定による処分によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(掲示)

第 189 条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による通知又は命令をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不明なときは、その通知又は命令に係る森林、土地又は工作物等の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知又は命令の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報又は都道府県若しくは市町村の公報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報若しくは都道府県若しくは市町村の公報に掲載した日のいずれか遅い日から 14 日を経過した日に、その通知又は命令は、相手方に到達したものとみなす。

(不服申立て)

第 190 条 第 10 条の 2、第 25 条から第 26 条の 2 まで、第 27 条第 3 項ただし書（第 33 条の 3 及び第 44 条において準用する場合を含む。）、第 33 条の 2（第 44 条において準用する場合を含む。）、第 34 条（第 44 条において準用する場合を含む。）、第 41 条若しくは第 43 条第 1 項の規定による処分又は第 28 条（第 33 条の 3 及び第 44 条において準用する場合を含む。）に規定する処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。

2 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 22 条の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が誤って審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

[以下省略]

第8章 罰則

第206条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条の2第1項の規定に違反し、開発行為をした者
- 二 第10条の3の規定による命令に違反した者
- 三 第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- 四 第38条第2項の規定による命令（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分に限る。）に違反した者

[以下省略]

第212条 法人（法人でない団体で代表者又管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第205条から第210条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

[以下省略]

附 則 [平成3年4月26日法律第38号抄]

第5条 この法律の施行前に旧森林法第10条の2第1項の規定によりされた許可は、新森林法第10条の2第1項の規定によりされた許可とみなす。

[以下省略]

(2) 森林法施行令（抄）

[昭和 26 年 7 月 31 日政令第 276 号]
最終改正[令和 4 年 9 月 22 日政令第 313 号]

(開発行為の規模)

第 2 条の 3 法第 10 条の 2 第 1 項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

- 一 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積 1 ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員 3 メートル
- 二 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積 0.5 ヘクタール
- 三 前 2 号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積 1 ヘクタール

[以下省略]

(都道府県森林審議会の部会)

第 7 条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員の所属部会は、会長が定める。
- 4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって総会の決議とすることができる。

[以下省略]

(3) 森林法施行規則（抄）

[昭和 26 年 8 月 1 日農林省令第 54 号]

最終改正[令和 5 年 12 月 28 日農林水産省令第 64 号]

(開発行為の許可の申請)

第 4 条 法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発行為に係る森林の位置図及び区域図
- 二 開発行為に関する計画書
- 三 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- 四 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和 39 年政令第 28 号）第 1 条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- 五 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
- 六 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- 七 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

(開発行為の許可を要しない事業)

第 5 条 法第 10 条の 2 第 1 項第 3 号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。

- 一 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- 二 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- 三 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）
- 四 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する土地改良施設及び同項第 2 号に規定する区画整理
- 五 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 2 号に規定する基幹放送の用に供する放送設備
- 六 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する漁港施設
- 七 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する港湾施設
- 八 港湾法第 2 章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）
- 九 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第 3 条第 1 号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の

用に供するものに限る。)又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。)の用に供する施設

十 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館

十一 航空法(昭和27年法律第231号)による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの

十二 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に規定するガス工作物(同条第8項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。)

十三 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業

十四 工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定する工業用水道施設

十五 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル

十六 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物

十七 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第15項に規定する都市計画事業(第13号に該当するものを除く。)

十八 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第4項に規定する熱供給施設

十九 石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)第5条第2項第2号に規定する事業用施設

(適用除外)

第6条 法第10条の4の農林水産省令で定める森林は、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第3条の境内地(同条第2号及び第3号に掲げる土地を除く。)たる森林(保安林又は保安施設地区内の森林を除く。)とする。

2 森林所有者は、その森林につき法第10条の4の農林水産大臣の指定を受けようとするときは、指定申請書(2通)に図面を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を関係都道府県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

[以下省略]

(4) 連絡調整（林地開発協議）の根拠

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

[昭和 49 年 2 月 27 日 衆議院農林水産委員会]

政府は本法の施行にあたり、下記事項について、適切な措置を講じ林業の一層の振興に努めるべきである。

記

2 開発行為の許可制については、森林の乱開発として問題となっている事案が規制できるようその対象を定める等具体的運用基準を明確にするとともに、開発行為の規制について関係者の意向を十分反映するよう必要に応じ都道府県森林審議会の意見を聞くほか、国・地方公共団体の実施する開発行為についても開発許可制度の創設の趣旨を徹底する等その運用について厳正を期すること。

1 及び 3～7（略）

上記の国会附帯決議を受け、農林事務次官から、昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野企第 84 号で、各省庁の事務次官あてに、民有林における開発行為の許可制の適用のない開発行為の指導の徹底について、下記の趣旨の申入れを行っている。

記

各省庁において民有林において国自ら開発行為を行う場合、森林法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号の国又は地方公共団体とみなされた各省庁所管の法人が民有林において開発行為を行う場合及び各省庁所管の森林法第 10 条の 2 第 1 項第 3 号の農林水産省令で定める事業の施行として開発行為が行われる場合にあつては、森林法第 10 条の 2 第 2 項の許可基準に反することのないように、あらかじめ、許可権者たる都道府県知事と連絡調整することとし、開発許可制度の趣旨が貫徹されるように配慮するとともに関係者に対して十分指導すること。